
第2回 日吉津村議会定例会会議録 (第4日)

令和4年6月13日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和4年6月13日 午前9時00分 開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第25号 | 日吉津村複合型子育て拠点施設設置及び管理に関する条例 |
| 日程第2 | 議案第26号 | 日吉津村複合型子育て拠点施設の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第27号 | 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第28号 | 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第29号 | 日吉津村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第30号 | 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第4回) |
| 日程第7 | 議案第31号 | 複合型子育て拠点施設新築工事(建築)変更請負契約について |
| 日程第8 | 議案第32号 | 財産の無償貸付について |
| 日程第9 | 議案第33号 | 日吉津温泉利用許可申請について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第25号 | 日吉津村複合型子育て拠点施設設置及び管理に関する条例 |
| 日程第2 | 議案第26号 | 日吉津村複合型子育て拠点施設の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第27号 | 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第28号 | 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第29号 | 日吉津村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第30号 | 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第4回) |
| 日程第7 | 議案第31号 | 複合型子育て拠点施設新築工事(建築)変更請負契約について |
| 日程第8 | 議案第32号 | 財産の無償貸付について |
| 日程第9 | 議案第33号 | 日吉津温泉利用許可申請について |

出席議員(10名)

1番	長谷川	康弘	2番	井藤	稔
3番	橋井	満義	4番	三島	尋子
5番	松本	二三子	6番	河中	博子
7番	前田	昇	8番	松田	悦郎
9番	加藤	修	10番	山路	有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

局長 小 乾 敬 介 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長中 田 達 彦	総務課長小 原 義 人
総合政策課長福 井 真 一	住民課長矢 野 孝 志
福祉保健課長橋 田 和 久	建設産業課長益 田 英 則
教育長井 田 博 之	教育課長横 田 威 開
会計管理者景 山 美 穂		

午前9時00分 開議

○議長（山路 有君） みなさんおはようございます。ただいまから令和4年6月第2回定例会本会議4日目議案質疑を行います。

連日、常任委員会等開催していただいております。ご苦労様です。ここで本日、これより会議となります議案質疑の在り方について少し時間をいただきたいと思えます。

議員各位も、ご存知のとおり標準町村議会会議規則同委員会条例で定めるところとして、まず一つ目として、同一議員につき同一の議案について3回を超えることはできないとしております。ただし、議長の許可をえたときはこの限りでないとしております。2点目として、あくまでも上程議案についての疑問点を問う場であり、個人の意見を述べることはできないと定めてあります。この場合の意見は、討論の段階で述べる賛成反対の意見となります。しかしながら、個人の意見を述べないと、質疑の意味を成さないものまで禁止しているものではないと、こういうことも謳っております。

以上が質疑をする場合、特に注意することとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。決して、議員各位の質疑発言を制限するものでないということもご理解いただきたいと思います。

なお、個人見解による質疑に入られた場合、その判断は議長が行います。また、質疑においては、簡潔明瞭にお願い致します。

それでは、本日の会議に入ります。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 25 号

○議長（山路 有君） 日程第 1、議案第 25 号日吉津村複合型子育て拠点施設設置及び管理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。何点っていうのがちょっと、言いつらいですけども、初めにあの 7 条のところですね。ミライトひえづの運営協議会っていうのがございますけれども、これにあの 2 項で、1、2、3、4 ところあるんですけども、1 号、2 号っていうんでしょうか。それぞれ関係者を村長が任命するっていうことになってます。で、合計 8 名ということにはなっておりますが、これは現在の条例を見ますと、次のあの条例改正でも出て関係することなんですけれども、どういうその保育所、幼児教育ということは一つ一つ児童館、学校教育、家庭教育、社会教育、あと、学識経験っていうのがありますね。そういう中で、一応今の考えとして、どういうところ、どういう方って言ったらいいでしょうか、選ぶっていうことを、考えておられるのかなあっていうことを思います。っていうのは、あの過去、おのおので運営協議会っていうのが持たれてるところがあったりしますと、そこがなくなってきたりしますね。そういう場合に、あのどういうふうに動いていくのかなっていうことを、ちょっと頭の中で巡らしてみても、なかなか難しいなと思って、それからお伺いをするんですけども、どうふうにお考えになってますでしょうか。

○議長（山路 有君） 三島議員、もう少しマイク近づけるか、あの指摘受けてますので、もう少し皆さん大きな声でお願いしたいと思います。

はい、橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えいたします。先ほど、ご質問いただきました、運営協議会の構成ということなんですけども、こちらは今、四つの関係者ということで、整理をさせていただいておりますが、たとえば、保育所愛護会や、小学校 PTA の保護者の代表の方や、後は小学校の関係者の方、あるいは幼児教育等に精通されたような方の、選任というようなことを念頭に入れております、また、家庭教育、社会教育というところで言いますと、支援センターやあるいは民俗資料館の関係の方等の選考、あるいは学識経験のところでもさまざまな知識経験をお持ちの方というようなところを、念頭に入れております。ただ、具体的に今こういう

方と決めておるわけではございませんので、これから適任の方を選任して、お願いしてまいりたいなということを考えております。

また、あの運営協議会をどのように進めていくかというところで言いますと、たとえば児童館も運営協議会がございまして、この度、そちらの方は廃止させていただきまして、こちらのミライトの運営協議会で児童館部分についても、運営についての協議や、意見交換できる場を持ちたいということで考えております。新たな施設、保育所、児童館、支援センターと、一体となったところでさまざまな意見をいただきながら、個別のテーマが必要な場合には、そちらのところのテーマをしぼって協議することもあろうかと思いますが、施設全体として運営協議会を設置してまいりたいという考えでございます。以上です。

○議長（山路 有君） はい、三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） ちょっと、ここであの審議するのかがどうかってことを迷いますけれども、あの次のところで、あの児童館については条例改正が出てきて運営協議会が廃止になりますね。そういう中であって、どこでその児童館のことを審議してきた人が、ここに出てくるのかなっていうことを思うんですね。

普段、あの関わってないのにできるのかなとか、まああの、いろいろ学識がある方は大丈夫かと思えますけども、その点がちょっと危惧してまして、どっちの方で質問したらいいんだろうっていうことで来ましたけど、今、課長から出ましたので、ですけども、あの保育所においても会をもったりとかしてありますが、そういう会は継続してずっと残っていくんでしょうか。

わたしはもしかして、ここあの保育所の職員さんとか、そういう方を考えられてるのかなっていうふうに思ったんですけども、そうではないってことですね。で、あと学識経験については、本当にこういう事業をして来られたからっていうことではなくて、本当のなんていう言い方はおかしいですが、あの学識の経験、例出して言えば、あの教授とか、そういう方を入れて欲しいなってこと思うんですけど、もその点についてはどうお考えになりますでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えいたします。先ほど、次の議案のところで、本来ですと協議すべき内容が分かりませんが、児童館の今運営協議会の委員さんという方がですね、たとえばの小学校の校長先生ですとか、主任児童委員さん、それから青少年健全育成指導員さん、あるいは子供会の会長さんや、保護者会長というような方が当たっておられます。当然そういう方の中にも、次の、この協議会ミライトの協議会に入っていたり方もあろうと思いますし、全体的節となった時に、それぞれの、たとえば保育は保育の方の専門性を持った方にも入っていた中で、全体としての運営協議ということができるんじゃないかというところを考えております。

先ほどご指摘いただきました学識経験ところは、幅広い人材の方をお願いできることが、あのそれはあの良い方向性だと思いますので、適任の方があれば、ぜひお願いして参りたいなというふうには考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 先ほど、あのまあ教育関係者っていう方の、校長先生とかってことがございましたけれども、あの必ずしもその教育っていう関係の方だけ、だけっていう言い方はおかしいですね。そういう方面からの人が多くなるっていうことは、何か避けて欲しいなっていうふうにはわたしは思っていますので、その点もよく検討していただきたいということを申し上げておきます。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。他にございませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。一点ちょっとお聞きしたいと思えます。第6条の入館の制限のところなんですけども、1から4までが村長になってますよね。入館を禁じ又は退館を命じることができる。村長になってます。後、5号の関係については、教育委員会となっておりますけども、これは教育長とするわけにはならんかったんでしょうか。

あの概して、これいずれも緊急事態だと思うんですよね。損傷する恐れがあるような認められるものとか。管理上必要な指示に従わない者。これは教育委員会を開催してというようなあれになるんでしょうか。その辺りは速攻性が取れるのかなという、ちょっと心配がありまして、質問いたしました。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 井藤議員のご質問にお答えします。管理が教育長ではなく、なぜ教育委員会なのかというふうなご質問でございました。これは地方教育行政の組織及び管理運営に関する法律の中で、教育長に委任することができない事務として規定されております。教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止と、事務が教育委員会となっておりますので、それによりものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） これはあの地方教育行政法が改正になりましたよね。教育長の権限が非常にね、スムーズなあの教育委員会の事務について推進していくために、あの強化されたというふうには考えとったんですけど、そのあたりを考えたもやはり、その部分は難しいという判断なんでしょうか。[「時間をいただいてもよろしいですか。」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 暫時休憩。

午前9時16分 休憩

午前9時18分 再開

○議長（山路 有君） 再開します。

横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 井藤議員のご質問にお答えします。迅速な対応等が、しっかりできるかっていうふうな点もご心配のことと思いますが、現時点でも民俗資料館については、館長は教育長となっております。ですので、館長、それから職員も置くというふうなことで対応しておりますので、迅速な対応はできるものと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） ちょっと、意味がわからなかったんですけども、教育委員会でいいということなんですか。その点だけちょっと、確認しておきたいと思います。教育長の方がいいじゃないだろうかと思うものですから、そのように判断したところですか。

○議長（山路 有君） 入らない。井藤議員マイクが入らないという連絡来てるんで、いやいやマイクに向かって話されないと、こっち向いちゃうとマイクがこっちありますが、入っていない。気をつけて下さい。

横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 井藤議員のご質問にお答えします。先程お答えしましたように、地方行法で事務が委任できないというふうなことで定めておりますので、教育委員会となりますが、具体的に館長に教育長もなっておりますので、その辺りで対応等も、一緒になってやっていくというふうなことでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。3点ほどお伺いしたいんですが、次の議案にも関連する感じの質問にはなりますが、まず、1点はあの結局、この8人会協会の委員ですね。で、あのようするに先ほど来で言うと、児童館の運営協議会は廃止して、史料館の運営委員会ってのは、それは残してってことですから、その辺の運営協議会との関連で言うと、その辺の確認だと思いますが、その確認と、それでその上でですね、先ほど同僚議員の質問にも関連しますが、結局、この間それぞれの取り組み、そのそれぞれの施設において、だぶる人があったかも知れませんが、それぞれの委員会で、例えば民俗資料館なら教育委員会が事務局で、委員会を設けて、村民の声をそこに反映する、あるいは専門家の声を反映すると、それが、今課長の答弁は、いろんなものに対応するようになってありますけど、結局従来でいうと、年度の最初と最後に2回委員会をして、その時にいろんな立場の人が8人集まって、そこに事務局はどこが出るのかですね。

あの先日わたしの質問で、ヴィレステの委員会に教育長出られたことありますかっ

てことで、教育長は出てないっていう話で、要はそういう状態で運営協議会を設置して、本当に村民の意見を反映したことになるのかっていうことであらうと、8人というのは非常に不十分な内容だと思いますが、その辺の取り組み、その辺の問題点をどのように分析されているかっていうことが1点です。

それからあの施設長ですね、あの拠点施設の施設長というふうなことがあると思うんですが、まあここには特にその辺のことが決められてない。要項で決めるのかと思いますが、そこが決めてないし、あの特別職の表にもそういうところにも位置づけが見えないようですが、この辺のことはどのように考えてるかが2点。

3点目はですね、これも1点目に近いんですが、今、教育委員会から入館制限のお話、答弁があったんですが、これは村長部局がきちんと対応すべき内容でないかと、にもかかわらず教育委員会から答弁いただいたわけですけども、正直言って少し我々には専門的にもあってわかりにくい答弁でしたが、でも言いたいのはですね、結局、あの教育委員会がここは部署じゃないだろうと、やっぱりあのこの条例については、村長部局がきちんと答弁できる対応で、提案すべきじゃないかというふうに思うんで、その3点答弁をお願いしたいと。

○議長（山路 有君） はい、橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まずあの、1点目の運営協議会の内容についてでございますけども、こちらの事務局につきましては、ミライトの新しい職員体制の中で、考えていく形になるかというふうに思っております。

民俗資料館の内容につきまして、コロナ禍の中で、まったく協議をしないということではないと考えておりますが、民俗資料館の運営委員さんがおられる会、そちらの方は、引き続きその運営に携わる収蔵の場所と、展示スペースと2カ所ありますし、全体的な中で考えていただければならない部分だと考えております。逆に、児童館につきましては、新たな施設の中で、先ほど言いましたような委員さんに、今までも話をして来ていただいておまして、児童館の運営については、さまざまなご意見や、ご助言いただきながら、改善してきてまいったなというふうに思っておりますし、今後は、保育所、児童館等の一体となったところで協議をしていただき、運営をより良いものにご意見いただけたらなというふうに考えているところでございます。

それから2点目の、施設長をどうしていくのかということですけども、この複合施設の大きなメリットとしましては、事務の一元化ということがあると考えております。ですので、事務のできる職員を施設の方に配置していくという中で、施設を統括管理できるような立場の職員を、置いていくということも考えております。

それから3点目につきましては、村長部局方で、こちらの方で答えるべき内容ではないかということでありましたけども、そちらについてちょっとこちらですね、答弁とならなかったというところは、ちょっと認識不足と言いますか、こちらの対応が

まずかった面もあるかなと思っておりますけども、その部分は、やはり教育委員会で、しっかり管理していただく部分だという認識でもありまして、答弁の方をお願いしたような形になっております。連携を取りながら、それぞれで縦割りということじゃなくて、連携を取りながら進めていくというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今の答弁いただいたんですけども、結局、あのわたしの質問に、明解な答えというのはわたしには受け止められないっていうことですね。前後しますが、先ほどの教育委員会の答弁っていうこともですね、要するに運営協議会で、仮にわたしが委員でこういう意見を言った時に、教育委員会はここにおりませんので申し伝えますとか、というような話になるんじゃないかっていうには、勝手ながら想像するんで、そういった面でいうと、この運営協議会の人数では非常に村民の人は、委員なった人は、なかなか自分の意見をしっかり議論するというふうにならないんじゃないかと思うんで、この8人以内っていう組み立てが、非常に分かりにくいなというのがです。

それと結局、施設長というものがはっきり、ここの全体の責任を持つべき施設長というのではなくて、事務担当者が配置されるということですが、保育所長とか児童館の館長とか、史料館については教育長、教育委員会と、結局それぞれの責任者がいて、それぞれが責任を持つっていうことになって、でもこの運営協議会の仕切りは、多分福祉保健課ってことになる。そういった形ですか。その辺の組織図をもう少し明解に答弁いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず、保育所や子育て支援センター、ファミリーサポート、児童館、それから資料館ということで、それぞれ機能が入ってくるわけですけども、基本的に、それぞれの機能を統括するような職員体制というのは、あの引き続き必要だろうなというふうに思っています。あの例えば、保育所であれば、保育所長っていうのはいるというような認識でいるところであります。その上でさっき課長が答弁しましたように、この事務の一元化というのを図る中で、その事務部門的な部署を配置しようと思っております。その中で、この全体に目配りができるような職員を、配置をしていきたいというふうに考えています。

施設長をというのを、そこに配置をするかというところについては、村長部局と教育委員会の部局が、一緒に入ってくるというような施設なるわけでありまして、あの全体としては、村長の方でしっかりと責任を持って見ていくというような体制をとっていきたいというふうに考えています。

運営協議会については、ご指摘のとおりだと思っております。やはりこれ、効果的に動いていく組織にならないといけないと思っておりますので、その所管がまあ基本的に

は村長部局で持つということになるかと思えますけれども、教育委員会ともしっかりその辺はですね、事務的な部分も含めて連携をして、運営をしていくというようなことで今考えてます。以上で ございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） まあ結局、今の答弁でも、現場の全体の総括責任というのがよく見えないですね。その事務担当者が、全体でもないだろうし、ですからここでのなかなか質問、答弁というふうにならないと思うんですけども、もう少しそこをいわゆる構成図みたいなものを示して、そういう説明をいただかないと、我々がこの条例の是非を考える上では、非常になんかあの判断材料がないようにわたしは思います。それでその上で、この運営協議会が8人っていうのは、少ないと思うんですけども、少なくとも何かそれぞれの部門の方がですね、しっかりこの辺のことも意見交換をして、スタートするというふうな場面がないと、本当に村民から遠い施設になってしまうんじゃないかっていうことを、危惧しますので、その点についてのいわゆる開館して1年2年ぐらいいの間は、かなり弾力的な村民の方のご意見をいただくような形を取るべきだと思いますが、この条例の問題点を補う意味合いでは、その辺そういった配慮はどうかっていうことだけ最後にお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。ご指摘いただいたとおり、やはり新しい施設、いろんなご意見をしっかり聞きながら、その意見に基づいて、きちんと施設運営を行っていかねばならないと考えておりますので、当然、いろんなご意見がいただけるような、方策、手段を取りながら、また、委員の方にもしっかりと、協議いただくような、そういう時間や配慮もしながら進めてまいりたいと思っておりますので、そのように進めていくということで、ご理解いただければと思います。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。ないようですので議案第25号の質疑を終わります。

日程第2 議案第26号

○議長（山路 有君） 日程第2、議案第26号日吉津村複合型子育て拠点施設の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。ここでちょっと史料館について伺いたいんですが、史料館については運営協議会は残るというふうに、あのいう理解で良いと思うんですが、結局、2カ所に別れるわけですね。それであの質問の趣旨はですね、従来の資料館にあった、あのいわゆる資料ですね、それをこの展示交流室と分け

ていくってことになれば、何かの図録のようなものですね、備品台帳、行政的には備品台帳かも知れませんが、あの一般の方に見ていただくには、図録のようなものが作られないといけないと思うんですが、そういったその2カ所に分かれていく場面の準備として、例えばそういう図録の作成とかってというのは、どのように考えられているかお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えします。現時点でこれまでにすべての収蔵物等を、写真に撮ってそれをデータ化する。それを、ファイリングしてまとめるっていうふうなところまではできています。それで実際に展示交流室の方で、どのような展示がいいかっていうふうなことは、運営協議会等にも相談をしながら、方向性はある程度のことは考えているんですが、じゃあ実際に、そちらに何が置いて、こちらには何があってっていうふうなこと、分かりやすいような、そのまとめられたもの等については、まだまだ、あの検討準備段階中にございますので、また意見を伺いながら進めたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） リストはある程度できているというお話しだったと思いますが、今の答弁でいうと、この展示交流室に行くべき資料というのはまだ決まっていないうことなんでしょうか。その点が一点と、もう一点、日曜日等に交流室ですから、イベントとかあるいはまあ勉強会の資料に対する視察とか、そういった場面の時には、いわば教育委員会が事務局としてどのように、開館するなり対応されるのかっていうことを、その点も一点、補足で答弁いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えをします。現時点では展示交流室にはですね、日吉津村に関わりの深い米作りであったりとか、綿栽培についてのものを展示していく方向で考えております。というのも、中には非常に大型の展示等もあって、それがもうすでに、あの部屋の設計等でその展示をする際に必要な内容等もございますので、そういったことも踏まえながら、建築の方とも協議をしながら準備を進めています。

なお、いろいろな学習等にも活用できるような形は考えてありますが、それが移動してですね、あの机、椅子等を並べて勉強会等も出来るような工夫等も考えています。

それからスペースの関係で、どうしてもあのこれまでと同様の内容を展示することは困難ではありますが、例えば企画展であったりとか、季節によって展示内容を変えるとか、そういったことはまだ現段階こうだっってはっきりとしたものではございませんが、運営協議会の中でも意見を伺いながら、入れ替えもしながら、あの対応していくっていうふうな形でなるんじゃないかというふうなことで検討しています。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今、答弁の中の結局交流室をどのように村民に開放したり、学習で使うかという答弁いただきましたけど、その辺はあくまで、あの運営協議会の皆さんとも協議されてるということが、当然ですが一点と、それから先ほどのとりわけ交流室のパンフレットといいますか、少なくとも図録に近いような、ここにこういったものがありますよということは、当然、必要になろうと思えますんで、その辺は改めてどういう予定かっていうことを伺いたいと思います。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えをします。今の展示交流室の来られた方にわかりやすいような展示というふうなことですけど、具体的にこうっていうふうなことは、ちょっと今検討中でございます。これからまた、わかりやすいように検討していきたいと思えます。

それから大変失礼ですが、一つ目の質問もう一度、お聞かせ願いますでしょうか。

「資料館の委員さんとそういう協議がされていますかということ。」と呼ぶ者あり

そうですね、年に、あの必要に応じて来ていただくこともあると思えますが、定期的に皆さんに相談しながら進めております。

今年度はまだ入ってからはできておりませんが、また近いうちに、実施を検討中でございますので、意見を聞きながら進めてまいります。以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。「もう3回目ですか。」と呼ぶ者あり
もう3回です。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。2点ほど聞かしていただきたいと思えます。整備条例の中の、子育て支援センターの関連の一部改正の関係です。まず第3条の関係の、(5)ですか、5号というんでしょうか。ちょっと分かりませんが、この関係です。

保育園庭一般開放の利用調整の部分なんですけども、現状の子育て支援センターであれば、支援センターの前の方に遊具が置いてあるスペースがございまして、迎えに来られた、あるいは遊びに来られた保護者の方と子供さんとが、いっしょに利用されているという形態をよく見させていただくんですけども、新たな施設となった時には、この利用調整ということが、調整ということは入ってますけども、従来どおり利用ができるんで、同じような状態で利用できるんでしょうかという点が一点であります。

それともう一点目が第6条の関係、同じ子育て支援センターの関係の第6条の関係ですけども、ただし書きのところなんです。一時預かりの利用料は、別に定めるということになっております。あのこれも決まってるんでしょうか。別にといいことは、どういような形で、運用要領的なもんができるんかどうかという部分になろうかと思えますけども、このあたり、もし決まっておれば教えいただきたいと思えます。

以上2点です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。園庭の利用調整についてということなんですけども、こちらにつきましては、子育て支援センターがこれから窓口となりまして、保育所の園庭の解放の利用調整を行うということで予定をさせていただいています。解放の時間としましては、9時30分から11時30分の午前中の時間帯で、特にその保育所の活動の時間帯でありますので、その辺りを園庭の活用されている状況を見ながら、対応していくというところで、利用の窓口としましては、支援センターの方が行うという予定にしております。

続きまして2点目の、一時預かりの利用料金のことにつきましては、別に規則で定めるように準備を進めておりますけども、3歳未満児と3歳以上児で、料金の方分けの形、それから給食提供の1食あたりの料金等、定めさせていただくような形での料金設定を考えております。

また1日の利用とあと半日の利用ということでありまして、半日は一応4時間以内の利用を半日という考え方で整理をしているところでございます。後ほど規則で、きちんと定めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか、はい他にございませんか。ないようですので議案第26号の。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。先ほどの、条例改正でも質問しましたけれども、1点ですね。2ページです。運営協議会がここで削られてるんですけども、これ今後、児童館の運営とかいろいろ日常的なことについての、子どもたちとか保護者からとか、そういうあの意見交換をする場とか、そういうものっていうのはなくなるのでしょうか。その点はどうお考えになってますでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えいたします。新しいミライト日吉津の運営協議会の中で、その部分につきましても、しっかり話し、協議ができるようにしてまいりたいというふうに思っております。それぞれの議題なり、課題なりしっかり出した中で、その前の、あの議案のところでも話をさせていただきましたが、しっかり皆様の意見をいただけるような方法等も工夫しながら進めてまいりたいと考えております。

この児童館の、協議会がなくなってその部分がしっかり話されないことでは、まったく本末転倒といいますか、一緒になった意味がないと思っておりますので、しっかりその児童館の運営についても、話ができるような形で進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 課長が、今説明していただいたことは理解はしましたけれども、普段、児童館の運営とか管理とかそういうことに、携わっているからこそわかるんだと思うんですよね、いろんなことが、ここの、あの先ほどの、ミライトのその拠点施設の運営委員に出られる人っていうのは、やっぱりここで、わたしは少しどういふところから出られるかっていうことが疑問なんですね。日常の活動に関わっていないっていうことが、こういうところで、皆さんと一緒に、あの児童館のあり方について検討していけるのかなっていうふうに思うんですけども、そうは思われませんかでしょうか。

わたしはやっぱり、子供からの意見も聞いたりとかしていくっていうことだと思います。それは、一番知ってるのは児童館の職員さんだと思いますよね。これを見ていく中では、よけいそれを今回感じるわけですけども、その点、先ほどの条例とこと合わせて考えられてどうなんでしょうか。どうお考えになりますでしょうか。

○議長（山路 有君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えいたします。先ほどご指摘の件ですけども、児童館また保育所の職員の関わりということだと思いますけども、こちらは、やはり事務局サイドとして、しっかりそこに関わっていくべきということと考えております。委員さんとしてしましては、やはり外部の方でありますとか、いろんな経験をお持ちの方に入ってきていただき、事務局サイドでその当日の議題になり、課題なりに応じて、しっかりそこに入って行って、状況の説明をさせていただいたり、提案する内容がありましたら、そういうことも事務局としてしっかり、職員は関わるべきではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） その事務員さんっていうのは、先ほどに説明がありました。全体を見ていく事務員ってことをおっしゃいましたけれども、その方っていうことなんでしょうか。

あの、全体を統括する事務職員さんを置きますっていうことでした。課長は館長だったり、施設をみていく責任者にはなっておられますけれども、やはり日常的に関わっている人っていうのが、一番よく知ってると思うんですよね。そこら辺を考えると、わたしはこの運営協議会というのを、必ずしも削らなくてもいいんじゃないだろうかというふうに思うんですけども、どうなんだろうね。ここから出たことをしていく、全然別の人が入ってくるって、よく見ておられるかも知れませんが、実際の、日常の活動、行動っていうのが見られてるかなっていうふうに捉えますが、その点も心配っていうか、そういうふうに捉えてるんですけども、その点は大丈夫なんでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） はい、三島議員のご質問にお答えいたします。先ほ

どの職員といたしますのは、事務の職員ということだけではなくて、当然保育士、または児童館の児童厚生員等含めて、必要な職員は入って現状等の説明をしていくということになるかと思っております。現場のわかった者が、しっかりその部分は説明していかなければ、わからないと思っておりますので、先ほど言いました事務局サイドでというのは、そういう保育士や、児童館の職員も含めての話でございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

はい、橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。一点についてなんです、4ページですね、日吉津村民俗資料館の設置及び管理についての条例の変更についての部分です。ここで、展示交流室は、先ほどの児童館、そして子育て支援センターと同じ地番の、日吉津村大字日吉津 967 番地の 2 ですね。多分、これも保育所部分も同じ代表地番で、967 番地の 2 だと思います。それでその下の収蔵室、日吉津村日吉津 977 番地の 1 となっておりますが、これは同一建物の中で、地番が、ここが違っておるはずはないと思っておりますが、この 977 番の 1 の収蔵室というのは、どこを示しておりますか。まずそこ答弁下さい。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えします。収蔵室の日吉津 977 番地 1 については、これまで陶芸倉庫等がございました。体育館と日吉津小学校の図書館などがある、その間の建物、その地番となっております。そこに収蔵室がございましたので、その地番となっております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 今の答弁ではっきりしたことは、この収蔵室の 977 番地の 1 というのは、小学校図書館並びに小学校の校舎の、ふれあい道路側に立つ 1 階が焼物、それで 2 階の部分がということだったと思っておりますが、これはそもそも、この資料館の物品が解体工事を伴うがための、仮置き場として、これは確か 5,000 万を超える金額を投資してそこに建てたものであります。これ、わたしどもの概念では、当初、新しく建てるこのミライトひえづに、完成するまでの仮置きということで認識をしておりましたが、今後は、ずっとこれが収蔵室になるということは、当初のこのミライトひえづに、全部収まりきれないという計画が、妥当だったのかどうかということが、今ここでわたしは、あの問題が、問題があるというよりも、これはもともと計画的にこの収蔵室に入れないと収まらんかったじゃないかという話になってくるんですよ。理屈にあっていないです。

それで、自前のお金で五千数百万円を投下してですね、これを建てて、これもう絶対動かさない。おまけに、あそこの屋根の二階建てのところ見られると、オランダの運河のところにある建物と同じように、妻側からこうバーが出てですね、あそこに滑車をつけて、昔のオランダは、ここから運河の荷物をこう上げて、窓の所から荷物を

上げて収納したと、同じもんついているんですよ。おまけにあそこがタラップになって、あの仮置きをしてという、ということでね、もとへ帰りますけど、この元々当初からこれ建てる計画であって、だったんですかね。

そうすると、このこれからこの資料館を使ってということは、あそこの全体のボリュームの、今まであった資料のものの、半分を新しくミライト中に入れて、をこの収蔵庫へ、それをローテで変えて、期間の、美術館やりますね。ローテーションでそれを展示していくという作業、今度伴ってきちゃいますよね。

ですので、わたしはそこで明らかにして欲しいのは、当初からそういう収蔵庫として、それをもう頭からそういうふうに思っておられて、この建物を建てられて、それで今後の運営はそういうローテーションをしていかないと、あの全部はその新しいものに回って行かないよという、そういう計画だったのかなということが今ここで浮上してるわけですから、なんかちょっと、当初から思うと釈然しないところで、その辺はどうですか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。当初から、計画はどうだったのかという話でございます。

複合施設全体は減築あり、減築が基本的な条件でございました。そこで、展示交流スペースは、従前の資料館と同じ広さを確保することはできない状況となりました。そこで議員おっしゃる収蔵庫を建てて、当然工事中は仮置きでございますが、工事終了後は、交流展示交流スペースと収蔵庫を使って展示したり、収蔵したりするという、当初からそういうつもりでおったところでございますが、仮置きだけにあの建物を建てるということではなかったというふうに考えております。

なお、議員おっしゃいますように、展示交流スペースは従前の資料館の広さの半分までいきませんので、半分半分でローテというご意見もありましたが、半分半分になかなかならないだろうと思います。先ほども課長が申し上げましたように、湿地を田んぼにしていった、先達のご苦勞が分かるような、日吉津ならではの展示、それから、これはあの日吉津の綿栽培が、非常に、道具や、やり方等が注目されておりますので、その綿栽培にかかる展示、少なくともその二つは常設展示という形になろうかと思っております。それ以外のものを、企画展示であったり、ローテーションをして展示していくというふうな形になるかと思っておりますので、半分半分ということではなくて、必要に応じて展示物を変える、スペースを作るということに考えておるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） はい、今の意見から聞きますと、要するに仮置き場ではなくて、当初からこれは収蔵室として、ずっと継続をしていくという意見でありました。わたしどもが、最初にそれを聞いた時の云々では、仮置場、要するに置くところ

ろ今ないから、解体をして、ということで伺って、わたしはおって、ずっとここまで今日まで来ました。

それですね、今、その中で弁解という言葉を使っていいのかどうか、わたしはあの適切ではなければの指摘をいただきたいと思います。そもそもこのミライトひえづの、その部分は、今の補助金を受けるために最低限必要なことは、既存の建物と同面積以下ではなければ、補助成金の対象にならないということがあったわけです。しかしながら、ここの建物を計画していく中で、何が一番最低限必要なのか。児童館の面積、これと保育所の面積、これは各室に要求される、必ずそこで要求される児童一人当たりなり云々で、面積は必ず自ずとそこで帰納法的に、何を足す、なんぼ足すなんぼで、最低必要な面積はそこでおのずとわれてでできます。その残った部分のしわ寄せが資料館で圧縮しているんです。

だけでも、わたしは先ほど頼いろんな場面が出てきます。検討委員会はどこあったじゃないですか。検討委員会でもこの意見出てたはずですよ。民俗資料館の、その中の意見が、ここまあは減っても仕方ねえがなと、それで、あの今の収蔵室を建てるしかないじゃないかというような意見に、最終的になったのかどうなのか、その結論はやはり民意の総意であれば、そういう意見はやはり、そこで、こういう意見でやはり最終的には、ご了解下さいねということであれば、やはりいけないと思うんですよ。その結果としてこういうことである。まあ何べんも言いますが、五千数百万の土地です。はっきり言っておきたいと思います。あれは別のお金で後から起債起こして借りたお金です。

○議長(山路 有君) 橋井議員、それで質疑はどういうところをしたいわけですか。

○議員(3番 橋井 満義君) それでその委員会等の結果の、それに基づいて行われたかどうか確認したいんです。

○議長(山路 有君) 教育長、今答えられたこともう一度言われればいいじゃないですか。当初から、そういうことで考えていたということで違うんですか。

○教育長(井田 博之君) 検討委員会ということですので、それについてちょっと、時間をいただいてもいいですか。

○議長(山路 有君) 暫時休憩します。

午前10時7分 休憩

午前10時9分 再開

○議長(山路 有君) 再開します。

橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長(橋田 和久君) 橋井議員のご質問にお答えします。以前、この複合施設建設に当たって、検討委員会で協議をしてきた中では、先ほどご指摘のとおり、保育所、児童館の、保育スペース、児童のスペースというのはしっかり確保していか

なければならないということがでておりました。ですので、そのあたりのしわ寄せが、どうしても民俗資料館のところに行くであろうという意見では、出ておりました。その決まったこととしましては、そこの保育所、児童館のスペースを確保していくということが、検討委員会の中で出てきた意見でございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 今、福祉保健課長が申し上げましたとおりでございます。その意見を検討委員会での話の内容を受けまして、民俗資料館の運営審議会に諮りまして、こうこうこういうことで面積が少なくなる中でどういう展示をするのか、収蔵庫のことも含めて運営審議会にお諮りして、了解を得て進めてきたという経緯でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あの橋井議員からご指摘をいただいているところなんですけれども、このあの収蔵室というのを別で建てて、ここに引き続き展示していくというのは、あのわたし共としては、そのようにこれまでもご説明をさせてきていただいたように認識しています。あの一時的な、仮置き場ということではなくて、今あの話を説明させていただきましたように、どうしてもやっぱり、キャパシティ的に足りなくなる部分がありますので、収蔵品の一部につきましては引き続き、この収蔵室の方で保管、保存しながら、こちらにもし希望がありましたら足を運んでいただいて、見れるような体制も作ってということで、ご説明をさせて来ていただいたというふうに認識をしておりますので、ちょっと補足で答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 他にありませんか。ないようですので議案第 26 号の質疑を終わります。

次、議案の日程第 3 にはいりますけれども、開会はじめに述べましたように、質疑答弁ともに簡潔明瞭にお願いしたいというふうに思います。改めてお願い申し上げます。

日程第 3 議案第 27 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 27 号日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。加藤議員。

○議員（9 番 加藤 修君） 9 番、加藤です。第 5 条の 10、ミライトひえづに関することというのは、福祉保健課に追加になっております議案ですが、先ほど来よりこのミライトひえづに対するその、本体の運営についての形が見えてこないという、同僚議員からの質問があるわけですし、このミライトひえづの開設が 9 月の 5 日になっ

ております。通常から行くと9月議会の初日です。ということはそれまでに、このミライトひえづに対する本体の、要するに施設を運営するとか、何人でやるとか、そういった細かいところについての、提案等はなされないわけですね。

あの保育所、児童館もそれぞれ一つ一つについては、単体で動いていますから、これについてはまったく問題はないでしょうけども、これは複合施設になって、ひとつになって、どうするんだって。建物は建ててね、表立って見えてきてるけど、本体動きが何もないじゃないかと、今現在準備室へ3名おられます。この3名の方が中心となって今やっていただいておりますけども、じゃあ9月議会、本来だったらね、10月だったらいいんですよ。10月だったら9月議会に提案をして、あの通せばいいんですよ。それで10月からならわかる。まだないですからね、議会は、どうされます。はい、一つ。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 加藤議員のご質問にお答えします。この度必要な条例につきましては、提案をさせていただいているというふうに、認識をしておりますが、ただ、ご指摘のとおり、まだ細部にわたって、今後検討、それから決めていかなければならない内容もございますので、必要に応じてまたご報告をさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田課長、条例が今、上程されちようわけだが、今度規則の中でそっちでして、全協なりで示すがいいですか。あの流れとして、ちょっと、その辺を明解に言わないと、聞いとってわからんが。

○福祉保健課長（橋田 和久君） はい、すいません。ご指摘のとおりでございます。すいません。必要な事項につきましては規則等で定めて参りますので、また、お諮りいただくということで、説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い致します。

○議長（山路 有君） 加藤議員、そういうことをご理解願いたいと思えます。

他にありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。先ほどのあの加藤議員の指摘は、もともとだというふう感じております。議長からの助言もあつたわけですが、あのまあこの辺はですね、あのミライトひえづについて、例えば、職員プロジェクトで、あのずっと検討してるんだっていうことだけは伺ってるんですけど、結局、我々はその職員プロジェクトでどう決められたか、どういう議論がされたかは、よく承知してないんですけど、それがあのいきなりここに形だけなってるというね。

そういった点でいうと、まああの要望みたいなこととなりますが、規則は村長が決めることなので、極端にいうと別にあの条例に、あのここの議場に関わなくても通ってしまうわけですし、そういった点でいうと、まあその職員の中で、あるいは現場の

方も含めてですね、どういうふうな議論がされてきたかっていうことが、やっぱりあの事前に資料提供等されて、それでまあ条例を通しますっていうことで言っていたかないと、われわれは判断のしようがないなっていうのが率直な気持ちですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。十分に議論の内容につきまして、情報提供できていないことについてお断りしたいと思いますが、今もう、プロジェクトでは現場、保育所、児童館、それから支援センター等の職員が入って、週一回、開設に向けたさまざまな協議等行なっております。

ただ、なかなかその情報をですね、整理して皆様にお示しできておりませんので、今後きちんと、先ほど述べました規則等の説明にあたっては、ていねいな情報提供を努めさせていただこうと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 今後、わたしの方も、ちょっと全協なりでそういうところは説明させたいと思っています。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので議案 27 号の質疑を終わります。

日程第 4 議案第 28 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 28 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、井藤議員。

○議員（2 番 井藤 稔君） 2 番、井藤です。2、3 質問させていただきます。級別の職務分類表がございませぬけども、この中で 3 級主査、これがなくなって 4 級に主査が入ってきとるという状況がありますけども、この理由は何でしょうか。

もし、支障がなければ 3 級の主査が置いてあったのが、どこの分掌であって、新たに 4 級の主査を持つてくる、来れるのはどこの分掌なんでしょうか。これをちょっと、お聞きしたいと思います。

2 点目が、以前も聞いたことがあるかも知れませぬけど、もう 1 回ちょっと質問させていただきたいと思っておりますけども、級別の定数、級別定数というのはあるんでしょうか。村ではということで、まずこの 2 点をお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えします。主査は、今全部 4 級におりまして、あのどこをなくしたとかいうことではございませぬ。現状に合わせさせていただくということで、この度改正をさせていただきました。それとこの等級別の級別の人数というのは特には定めておりませぬ。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） わたし、以前もこの職務分類表が出た時に質問させていただいて、その時の、あの総務課長か村長か分かりませんが、その時の答弁が、いわゆる勤務評価制度ですね。これを、人事評価の全体の制度の、評価制度の中に導入されてはということで、話をさせてもらったことがあります。まあその時の答弁が、組合と交渉が必要だから、交渉中だということを伺った記憶があるんですけども、それ以来どうでしょうか。この勤務評価制度、人事評価制度の見直しというのはなされてるのでしょうか。

それから2点目が、県であれば人事委員会がございまして、級別職務分類の点数が変わるような場合は、人事委員会に協議をさせていただいた経緯が、されとったとった経緯がありますけども、これ級別定数、そしたらこれはどっかチェックがかかるところがあるのでしょうか。まあ平たく言ってですね。もう村長の権限で、あの級別どうだ、こうだは関係なく、級が上がれば給料が大体上がるという形にしてたもので、その辺りはどのようになってるのでしょうか。これ2点、ちょっとお聞きしたい。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えします。人事評価制度につきましては、これは地方公務員法に定められた制度でございまして、進めていかなければいけないということで、現在、人事評価をどのように反映するかというところも見すえながら、検討を進めていて、思考しているところでございます。あのまあ近いうちに、しっかりした制度を作っていくというふうに思っているところです。

それから、級別定数につきましては、わたしちょっと把握してる中では、今ところそういったチェックはかかってないというふうに把握をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 最後ですのであれですけども、その辺りがね、もうずいぶん多分前なると思います。わたしも2年以上も前のあれですので、この内容についての現村長に質問させていただいたのは、多分初めてだと思いますんで、そういうことで、先ほど総務課長があったように、本当に急ぐ案件だと思います。やっぱり、これだけちいちゃな村ですので、その辺りは公平に評価してあげて、働く人がいい処遇受けるというような形が一番いいと思いますんで、ひとつ検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 答弁、よろしいですか、他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので以上で議案第28号の質疑を終わります。

日程第5 議案第29号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第29号日吉津村特別職の職員で非常勤のも

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河中議員。

○議員(6番 河中 博子君) 6番、河中です。お尋ねいたします。農業未来会委員、将来ビジョン推進本部会議委員、指定管理者選定委員会委員、この三つの委員会の人数を教えてください。ミライトひえづに関しましては、8名までというふうに謳ってありますので結構です。この三つの人数を教えてください。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 河中議員のご質問にお答えします。農業未来会議委員、こちらにつきましては現在11名です。農業将来ビジョン推進本部会議委員については3名です。以上です。

○議長(山路 有君) 小原総務課長。

○総務課長(小原 義人君) 河中議員のご質問にお答えします。指定管理選定委員会委員でございますが、こちら、日吉津村公の施設における指定管理者選定委員会規則を定めておまして、その中で委員は、村長は学識経験のある者のほか10人以内で委員を委嘱するというふうに定めております。以上です。

○議長(山路 有君) 河中議員。

○議員(6番 河中 博子君) わかりました、最後の指定管理者選定委員会委員で、10人以内と定めていますとおっしゃいましたけれども、きちっと決まっていないということですか。委員さんがきちんと何人と、今現在、決まっていないということですか。

○議長(山路 有君) 小原総務課長。

○総務課長(小原 義人君) 河中議員のご質問にお答えします。今のところは10人以内ということですが、10名でもいいですし、それ以下でも良いということではつきりとはまだ決まっておりません。以上です。

○議長(山路 有君) 河中議員。

○議員(6番 河中 博子君) 決まっていないということは、委員さんがまだいらっしやらないということですか。

○議長(山路 有君) 小原総務課長。

○総務課長(小原 義人君) 河中議員のご質問にお答えします。今のところは、委嘱はまだしておりません。

○議長(山路 有君) 他にございませんか。

前田議員。

○議員(7番 前田 昇君) 7番、前田です。この指定管理について、今後検討するというふうなことを伺っておりますが、今の答弁だと、規則に定めてつていうことではありますが、わたし聞いたかったのは指定管理のこの委員会の設置条例とかですね、

あるいは指定管理を今後どういった形で進めるのかということが、明らかにならないのに、先行してこの報酬だけ決められるのは順番が違うんじゃないかと思うんですけど、その点についていかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。規則は定めてということでしたが、あの条例の方で、日吉津村公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例というのは定めておりまして、そちらに基づいて進めていく予定でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） すみません。わたしの確認不足かも知れません。そこにこの選定委員会 10名というのは、条例に決めてあるわけですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。条例の中には人数は決めてなくて、規則中で人数を定めているということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） ちょっとその辺がですね、とても今後の村政を占う上で重要な点だと思うんで、できたらその条例と規則、規則について情報提供いただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。今後、指定管理者制度導入に向けて、検討を始めるということで考えておりますので、そちら、もちろん指定ということになれば、議決が必要ということになります。まあ、それまでの段階でも、進捗状況等についてはご説明をさせていたら進めたいと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。ないようですので、以上で議案第 29 号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩を取ります。再開は 10 時 45 分から再開します。議場にご参集ください。それでは休憩に入ります。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

日程第 6 議案第 30 号

○議長（山路 有君） 再開します。日程第 6、議案第 30 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

加藤議員。加藤議員、質疑の場合ページ数を言ってしてやって下さい。

○議員（9番 加藤 修君） 9番、加藤です。議案説明資料の14ページ、海浜運動公園等の補助金事業、16ページ、大型掲示板提示装置について、17ページの給食についての3点について質問をいたします。

まず、14ページの海浜運動公園の補助事業について、前回の全協においてこういうものを示していただいでですね、補助事業はこういうものだと、5つの事業があると、補助金をいただくのに、そういう説明がありましたが、これの説明と長谷川議員が一般質問されましたその中の答弁の中で、補助金に対してのヒアリングを受けるという説明がありました。その結果についての説明、また、その補助金4,200万の事業についての2,000万の補助金というのが、まだ決まっていないのに予算にあげてあるというのはどういうものなのかというところ、そこを答弁願います。

16ページの大型提示装置の購入、これはわたしが一般質問において電子黒板というものが開発されて、各学校に導入されているという報道があった時に、わが小学校に導入されたらどうかということでしたが、まだその時には、パソコンなりタブレットになり、そういう環境がまた整備ができてなくて、導入する予定はないという答弁で終わりましたが、今回は、同じものではないでしょうけども、どういうものを導入される、購入されるのかという説明。

17ページの給食費補助、今牛乳の17円の補助、これあの12円から17円の5円上げる時に、橋井議員が一般質問でされた項目ですか、これはこの時には17円を牛乳ではなくて、全給食費の中で使ったらどうかと、それからちょうどそのあたりから米飯ですね。ごはんの給食が始まりました。ずっと、パン食だったですけどもね。なんでごはんに牛乳なんだという話もあって、ただまあ、17円にしましょうと、がんとして、小学校の栄養士さんは牛乳だないとだめだというバトルがあったなど覚えています。今回は17円を22円にして、その5円分は値上げ分をその5円を充てて、その22円というのを牛乳ではなしとに、普通の給食費として入れるというところですよ。

ただこの今の充ててあるのが補助金ですね、国庫補助金ですか、交付金か、これはそれまで17円は村費で見てたのが、これを国費の補助金で充てるということは、今回だけなのか、ずっとなのかというところを、答弁をお願いを致します。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） はい、加藤議員のご質問にお答えします。まず、わたしの方からは、事業概要書の14ページの公共施設の観光目的での利活用事業、この分についてをまずご答弁をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、キャンプ場やその周辺の利用者の少ない施設や、老朽化した施設を改修して、利活用を図っていきたくてということで行うものでございます。中身につきましてはここに記載のとおりでございまして、ゲートボール場のところをオートキャンプ場へ整備したいと、今の予定では19区画を予定しております。それからゲートボール場の南側のと

ころに東屋がありますが、こちらをそのオートキャンプ場の利用者が、使っていたけるような炊事棟に改修したいというふうに考えております。

それからテニスコートの前の所を、西側になりますけど、あの辺りを駐車場の整備をしていきたいなというふうに思っています。それからテニスコートの横に今トイレがありますが、そこを改修して洋式トイレ化対応させていただきたいなというふうに思っています。あと、あの月山、山がちょっとありますので、あそを削って、遊具も撤去して既存のキャンプ場の方から、中からこう出入りができるような通路もつけて、事務管理棟に行けたり、シャワーが使えたりということの、利便性を図っていきたいなというふうに思っております。

こういったことが、この事業の内容であります。で、2,000万も上げているということですが、おっしゃいますようにまだ決まってはおりません。しかしながら、あのここのキャンプ場の整備というのは、本当に必要なものというふうに考えておりますので、もし落ちてでも二次募集には手をあげたい。そしてそれがだめでも、別の公園事業の補助金でも取ってですね、やりたいという強い思いから、この事業はあげさせていただいてるということになります。

あの五つの事業の説明等につきましてはまた、総合政策課長の方からさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。まずこの事業ですね、地域一体となった観光地の再生観光サービスの高付加価値化事業、これが補助事業の名前でございまして、この事業の公募の要件としまして、あの先ほど加藤は5事業とおっしゃいましたが、あの5事業者ということになります。ようは最低限でも五つの連携が必要だということで、現在これあの計画作成中でございます。

ヒアリングの件につきまして、先般、一般質問の二日目の日ですね、今後ヒアリングを受けるといふふうに、答弁させていただいたところなんですけども、その日の午後ですね、あのヒアリングを受けました。それはまず初期段階の伴走支援、計画策定のための伴走支援、ようは計画を磨き上げるための支援が、受けられるかどうかという地域に採択してもらう必要がございますので、そのヒアリングでございました。さっそく二日後の、6月10日にこの伴走支援を受けられる地域となりましたというお知らせを受けまして、さらに計画の内容をつめてですね、今週か来週ぐらいに再度またヒアリングを受ける予定となっております。あの今後も頑張っ、ライバルも多ございますけれども、ぜひともこの事業採択に向けて頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 加藤議員のご質問にお答えします。まず初めに、議案説明資料16ページでございます大型提示装置についてです。以前、大型提示装置と言

われますと、あの電子黒板と言われるものを指していきまして、とても大きい画面で、例えばそれに手でタッチすれば操作ができたりとか、さまざまな機能を兼ね備えた黒板でありました。ただ、あのそのために費用等も非常に高額で、高いものになれば100万円を軽く超えるものっていうふうな物も多々ございました。それで、最近はそのらの操作自体がパソコンでできるように、パソコンの機能等が大幅に上がっていますので、それをもとに大型で提示するものとして、大型のテレビを購入する市町村も非常に増えて、近隣等もそれで整備も進めているところでもあります。

大型のテレビ、画質の良いもの等でパソコン繋いで、また一人一台の端末整備したのも生かしながらですね、子供達の学習の内容を素早く、前に提示していくのも合わせて、今、教科書のデジタル化が進んでおります。日吉津村も、国の実証検証校として指定を受けて、今理科を中心にデジタル教材がどんどん入ってきているところがありますが、それらを子供達にも効率よく、わかりやすく、画像等を見せるためにも、学校からのニーズも非常に高いところです。

あと、またそれが整いましたら遠隔地との学習交流等にも、期待もされる場所でありまして、活用の幅は本当に広がるものとして、学校に配置したいというふうに考えているものです。

続きまして、次の質問でございました議案説明資料の、17ページの学校給食に関する質問でございます。それで以前議会の議案質疑等でもございました、なぜ牛乳の補助なんだってそんなことについては、過去に国が、牛乳を給食学校給食で必ず使うようにというふうなことで、国も補助金をつけてそれを全国で進めてきた経緯がございました。それもあって、牛乳に補助金は充てるというふうな流れもあったのですが、それを今回、給食全体というふうにしております。これはあのもちろん、牛乳がアレルギー等いろいろな問題もあって、牛乳を飲むことができない家庭もございますが、それたことに関係なく、全体で給食の補助をしようというふうな考えでございます。それから今は、コロナ交付金等を活用するというふうなことでございます。他の市町についても、このコロナ交付金が出ている時のみに限って、給食の補助を行うというふうなことを、明言してるところもございますが、日吉津村としては保護者の負担を軽減するため、この目的のためにこの交付金がなくなったから、じゃあ値段あの負担あげますよってということではなく、なくなった場合でも一般財源等を対応して、保護者の負担は減らすというふうなことで考えております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですかはい、他にございませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 先ほど議長の方からですね、あのわたしの質問をメモしたものを配布っていうことで、今回は難しいという話でして、それについてあの了解しますが、あえて言いますとですね、そういうものは配布できるんじゃないかと思うんで、今後ちょっと。

○議長（山路 有君） ちょっと、本題に入ってください。

○議員（7番 前田 昇君） まあでも、先ほどの話だったのでちょっととりあえずそれはご検討いただいたらと思います。で、その上ですね、あの質問の内容ですが、説明資料の14ページです。海浜運動公園に関する質問です。予算書では収入と支出と、先ほどのあの観光庁の補助事業っていうことで、支出の方には予算書の11ページの方に、設計管理委託料とそれからまああの工事費と、すでに予算化されております。

まあまず一点は、先ほど同僚議員からもご指摘のあったとおり、この官公庁の事業の補助金も、支出も、現段階でここに補正予算を出すまでですね、機が熟しているかと、要するにあの総務課長の答弁ありましたけども、まだそのいわゆる設計、まず基本の基礎の設計のあの資料ってありますか、そういったものも提示されてない中で、予算だけあの作るというのはどうかっていうことがあります。その点が一点。

あの後、3点に絞って伺いたいと思いますが、この説明資料の中でいうと14ページの説明資料に、指定管理の導入と書いてあって、この間の説明はちょっとわかりにくかったんですけども、検討に入るという話で、検討委員会にも了解を取ったっていうことでありましたが、ここにはもう管理の導入っていうことがあるので、まあこの予算といわゆる施設改修の予算と、それからこの指定会員の導入っていうものもここにも一緒に書かれているわけなんで、もう規定の問題だっただけで予算通ったら、指定管理を決めましたっていう話になるんじゃないかと思うんですが、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

それからあと2点ですが、それにちょっと関連しますが、先日あの配布いただいた資料ですね、検討委員会での資料を見ますと、その中にも委員の方からは、要するに慎重な意見と思われるような内容がありました。うなばら荘の計画はどうなってるんだっていうことや、オートキャンプ場であの周辺が騒がしくなるんじゃないかということや、指定管理の導入により多目的広場が有料になるんじゃないかというですね、あの5名の委員さんから、どなたか言われたかわかりませんが、あの非常にわたしが見ても、今後の運営に不安を感じるようなそういうご意見があって、最終的には指定管理の検討について、あるいは意見の公募について了解をいただいたっていう、了解をいただくっていうのはね、ちょっと穿ってみますと、役場がとにかく頼んだので委員さんには疑問もあったけど、とにかく了解をいただいたと、委員会の結論というよりはですね、役場の了解を取り付けたというふうに見えますが、その辺の委員会のそのこの了解という方は、非常にわたし気になるんですが、その点が2点目ですかね。

最後にもう一つあの村民の方に、意見の募集をされてるということで、見たわけですが、意見の募集のたたき台となる検討委員会の内容ですね、例えば指定管理のメリットデメリットというのはそこには示されていなくてですね、あの言いたいのはホームページに掲載されてるけども、村民としては本当に情報がきちんと伝わってない中

で、意見を募集しているっていうことになるのではないかと思うんですが、まあその点、以上4点だったと思いますが、その点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。あの予算だけあげるのということにつきましては、先程も説明させていただきましたように、まあこの事業何とか向かっていくという強い想いと、あと、それがもし仮にだめでも、他の補助事業を使ってでも、やりたいというところであげさせていただいております。

それから指定管理導入ありき、これが通ったら導入かっていうことではありませんで、あのこれについても検討始めるということでしたので、それ以外にもいろんなまだ、検討要素はあると思います。そちらも、一つ一つ課題をクリアしていきながら、一応、導入に向けての議論を進めてもらいたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員のご質問にお答えいたします。あの今、行っております、あの村民への意見募集の内容につきましては、これは海浜エリア全体のですね、今後の活用案とか、大きなレベルでのお話、あの意見を伺っているところでございますので、あのそういった趣旨でございますのでご理解下さい。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 質問も悪かったかも知れませんが、あんまり明解にまだ答弁も残っているような気がしておりますが、結局ですね、今の福井課長の答弁で全体のエリアということであれば、これはまたうなばらのことなんかもしてないといわゆる資料としてね、全体の意見というふうには受け取れないんじゃないですか、あれは海浜公園の意見だと思うんで、ちょっとそういった点で、あのもう一度きちんと点検してみてもらったら、検討委員会の議事録として先日の会議録でもらったものと、ホームページに掲載内容は、非常にあのズレがあるとわたしは思うんで、まあその点については村民の方に、より正確に情報が提供されるように努めなければならないというふうに思い思うんですが、そういった点を踏まえても、今回のこの予算化は拙速にすぎるんじゃないかとわたしは思っております。

指定管理が決まったわけでもないと言いながらですね、このあのいわゆる14ページにはもう導入ということで、事業の目的の真っ先に書いてあるわけなんで、それならこの辺は当然修正をして、あの差し替えていただけないといけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あの今、村民の皆様に意見募集をさせていただいております。こちらにつきましては、現在の提案とも重なってくるんですけども、今利用が少ない施設、ゲートボール場、それからテニスコートの所を中心に何か活用案はないですかということ、村民の皆様にお聞きをしているというのが、

まあメインでございます。それと合わせて、この全体に対しても、何か活性化に資するようなご意見があればということで、お伺いをしてるところでございます、あくまでも、まあそのメインとなるのはこのキャンプ場周辺、ゲートボール場、テニスコートというところであります。

現在、この補助金の方にも申請をして、オートキャンプ場というようなところを、一つの今後の計画案というふうにしてるところでございますけれども、あの村民の方からご意見いただきましたら、そのあたりも今後の計画にですね、入れ込みながらですね、検討を進めていきたいというふうに考えています。

最初に、総合政策課長の方から答弁をさせてもらいましたが、この補助金に関する伴走がひとまず決まったということでございますので、この中で伴走アドバイスをいただきながら、この計画を詰めていくということになってこようかと思っておりますので、その辺り、指定管理の導入の検討ということも含めてですね、その辺りの外部の伴走支援も、アドバイスもいただきながら計画を詰めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 総務課長の答弁で、まあこの事業について、ぜひやりたいという話ありましたけども、その中のオートキャンプ場っていうのはですね、非常に歴史的にもいろいろ議論があって、先日の答弁だと、あそこは松が生えてない場所ですからっていう話でしたが、そういう問題ではないと思っておりますね。本当にあの海浜運動公園を、あの日吉津村が整備してきた時の、もう根本の根本に関わる問題なんで、あの転換がダメって言うわけじゃないんで、そういったことが、安易に変えられたら村民の信頼は損なうと思えますんで、その点についてとそれから予算の問題ですが、村としてとにかくこの事業をやるんだと、仮にこの官公庁の事業に採択されなくてもやるんだっていうこと言えば、あえていうと、支出は予算化されても歳入の見込みは予算化されるべきじゃない。歳入の見込みが立った時に改めて、事業の進行について議場なり、あるいはしかる形で提案すべきだというふうに思いますが、それが2点目です。

それで最後にですね、本当にこの辺のキャンプ場、海浜運動公園をどうするかっていうところを、予算が通ったから、後は役場のプロジェクトで決めましたってんではわたしは通らないと思っておりますんで、少なくともこの予算はやるにあたって、途中でどういう形になるかっていうことの、まあ報告や議論の場を作っていただかないと、今回の予算を、わたしは認めるという気持ちにとてなれないんで、その辺についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。オートキャンプ場の課題につきましては、わたしもまだ把握し切れておりませんので、その辺の課題、昔

の経過を踏まえながら、検討させていただきたいなというふうに思っております。やはりその辺に、つきましては大事なことだと思いますので、過去の経過も十分踏まえながら、検討していきたいなというふうに思っております。それから予算のことなんですけれども、前田議員の言われることもよく理解できます。しかしながら、あの今はもうここで、補助事業で取りに行くというところで考えておりますので、今はこのような予算組みをさせていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(山路 有君) 他にありませんか。[「三つ目答弁を、三つ目の質問の答弁。」と呼ぶ者あり] 中田村長。

○村長(中田 達彦君) 先ほど、答弁をさせていただきましたように、これからこの計画を詰めていくという段階で、伴走支援を受けながら、アドバイスを受けながら進めていくということでございます。また、村民の皆様にご意見募集をしているというような状況もございますので、この辺りですね、まあまた、ご説明をさせていただけるような材料が揃ってきた段階ですね、またご説明をさせていただきながら、ご議論いただきながら進めていければというふうに考えております。以上でございます。

○議長(山路 有君) 他にありませんか。はい、三島議員。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。予算書で8ページですね、3点ほどお願いします。社会福祉総務費委託料で331万8,000円、これ一元化管理っていうことの説明がありましたけれども、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。それと扶助費についてですが、これ説明書概要書にあります10ページですね、概要書は、ここで令和4年度新規と、それから前年度未申請の世帯っていうことで上がっておりますけれども、前年度の未申請っていうのはわかってるかなと思いますが、全体で一応36世帯の見込みはしてありますけれども、これの内訳が分かりますでしょうか。それをお願いいたします。それと8ページの児童福祉費総務費に、会計年度職員さんの費用が組まれております。これは、あの先ほどを審議してきましたけれども、条例とかそういうところで審議しました。支援センターの中に、一応、いろいろ調整をする事務を持つっていうことがありましたが、そういうことから組まれたのかどうかっていうこと、これの職員の配置のことについてお伺いをいたします。

概要書説明の11ページですけれども、子供一時預かり事業というのが、新規で入りまして、これもあの先ほどの条例改正とかの中で、審議をしてきましたが、本年度の事業内容で、利用料金とかこういういろいろ書いてあります。日数と何時から何時までと、これは規則で、もうこれはこういうふうに定めるっていうことで解釈してよろしいでしょうか。その点もお願いいたします。

○議長(山路 有君) 橋田福祉総務課長。

○福祉保健課長(橋田 和久君) 三島議員のご質問にお答えします。まずあの、社会福祉総務費の、電算処理業務の委託料ということなんですけれども、こちらが福祉相談

システムの導入ということで、今まで、個別の担当の方で管理しておりました、保険医療介護等の相談内容がですね、一括で管理できるというようなシステムになっております。横の連携を、さらに密に取れるようにということで、システム導入を予定をしております。

つづきまして、住民税、非課税世帯に対する10万円給付、36世帯の内訳ということだと思っておりますけれども、前年度の未申請の件数が10件ほどございます。それ以外が、今年度、新たに新規で該当になった世帯ということでの把握でございます。

それから続きまして、会計年度任用職員の人件費のところということですが、これはご指摘のとおり、一時預かり事業を、この度新しい施設で進めるにあたりまして、保育士資格を持った職員1名を配置して、新たな事業を進めてまいりたいと、当然、支援センターとところで行なって参りますが、その中心となる職員を配置していくということでございます。

それから4点目ですが、こちらの11ページの事業概要書の内容をベースにしまして、規則の方は定めていくということで、今準備を進めているところでございます。また、詳細については説明をさせていただければと思いますが、基本、この内容で整備を進めております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） あの扶助費についてですけれども、10世帯と26世帯ということで、一応予定がしてあるって言う事でしたけれども、これは未申請っていうのは、期限というのはあるんでしょうか。いつまでに、こうしていくっていうことがありますか、今年度、3年度は前年度はもう終わったかなと、そのこともありますし、4年度についてもどうなんでしょうか。いつまでに、期限がありますでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えいたします。申請の期限につきましては、年度内ということで、今年度4年度内ということを用意をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 他に、三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 年度内ということだと、この前年度の分も3月までにはあったということですか。そういう、今年度、4年度が年度内、3年度ができてなくて、前年度今してるということではないですね。未払いでは上がってない、ちょっとその辺が分からないですが。

それからもう一つ、一時預かりで支援センターに職員をついていうことでしたけれども、これもみんな児童館も、それからの支援センターもですけれども、資格はあっても正規の職員さんではないですね。やはり、正規の職員さんを置いていき、今後あの拠点施設として入っていく中では、やはり、あの、責任をもった仕事が進めていけるような体制をとっていただきたいと思うんですけれども、その点についてはどうお考え

になりますでしょうか。

○議長（山路 有君） はい、橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まず先ほど3年度の繰越しの、まだ申請されてない方につきましても、引き続き申請いただけるということでございますので、その点と、あともう一点なんですけども、当然有資格の保育士資格を持った、職員さんを配置ということで考えておりますし、年度途中の事業スタートというようなタイミングもございまして、この度、会計年度の職員さんでスタートするということになります。また、今後は職員採用等は全体を見ながら考えていかなければならないことかなと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 8番、松田です。けれども、ちょっと3点ほど教えて下さい。11ページです。まず、一番上に書いてあります宮川北線歩道設置工事なんですけど、これは当然、今の環境から見れば川に蓋でものせていくのかなあとか、いろいろ考えるんですけども、そのちょっと工事内容を教えていただけたらと思います。

それから土木費の、今でていました海浜運動公園の利活用関係なんですけど、オートキャンプ場はいいんですが、そこに行くまでの道路なんですけれども、今のターゲットバードゴルフの横しの道は結構狭いんですが、あそこはオートキャンプ場来るのは大きい車も来らへんかなと思ったりして、行けば今度は帰りはがっちゃんこすうへんかなというやな感じがちょっと心配なんですけども、それについてはいかがなもんなんですか。そこから一番、その学校管理費でウイルス除去空気清浄機の購入なんですけど、これは以前に全協をして決めたというふうになんて聞いてたんですけど、まだどっかに残ってるんでしょうか。そこをちょっと教えて下さい。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員のご質問にお答えします。11ページの宮川北線の歩道の設置工事ということなんですけれども、こちらにつきましては、宮川が流れております、その河川の北側に一部歩道が設置ができていない箇所がございますので、そちらの部分につきまして、設置を進めるということでございます。

蓋かけというお話がありましたけれども、こちらにつきましてはあのあくまでも歩道の建設ということで計画を立てさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 松田議員のご質問にお答えします。キャンプ場に行くところの道路ということなんですけれども、今の段階では道路についての改修は考えていないということです。ただ、今の現状で言いますと、キャンプ場、テニスコートの方に入っていくと、奥側はもうスペースがなくて、車がユーターンするところも非常に苦慮するような現場になっておりますが、今の計画ではテニスコートの前を新たに駐

車場に整備するということを予定しておりますので、そこでのターンは楽にできるようになるのかなど、いうふうなことは考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 松田議員のご質問にお答えします。先ほど質問のありました、ウイルス除去機能を持った空気清浄機についてですが、これまでに全教室、子供達が普段いる教室とそれからそれ以外の部屋としては、よく子供達は交替してくる図書館、それから保健室、それから常に人がいる校長室、職員室に配置いただいております。それから音楽室に配置しておりました。それでまああの、日吉津小学校は非常に、陽性が発覚するケースも少なくでですね、近隣の地域から何でそんな日吉津はなんていうふうなこと聞かれておりますが、またそれもいい機能が働いてるかなあっていうふうなことで、期待はするところです。

それで今回、新たに計画しておりますのが、今小学校理科専科を配置しておりますが、結果としては、さまざまなクラスから理科室に入れ替わり立ち代わり、子供達が来て、ほぼ毎日何時間も使ってる状況にあります。それで理科室に配置したいというところ、それから学びルーム、夏休みには日吉津っ子クラブもあり、毎日子供たちがその教室で学習するだけでなく、学年の活動等でもよく使う部屋で、その部屋、それから談話室という小さな部屋がありますが、保健室で発熱した子供たちを待機する場所として活用しています。というふうな形で、感染防止にもあの非常に必要な場所かなというふうなことで考えております。その三つの部屋に、配置することを計画しております

ちなみにあの理科専科っていうふうなこと、配置してるっていうことを申し上げましたが、これは担任以外の先生が、理科の授業を行うシステムです。ですから、その先生を担任以外で1人配置していて、その先生は理科室にいて、他のいろんなクラスの子供達が理科室に来て授業を受けると、そういうふうなスタイルでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 最初の宮川北線、ちょっとよう理解できんかったけど、あそこの今、歩道っていったら30センチぐらい幅で、川と塀と道路の間、30センチぐらいだと、この歩道はどこにつけるかちょっと、その辺がよう見えんかったけれども、わたしは当然、あの西側の方は川に蓋がしてあつてずっとあそこが歩道になつちようだけれども、そういうふうにするんかなあと、ずっと思っておったんですが、ちょっともつとその辺のことをもう一辺、明確にお答え願いたいと思いますが、それからあの今、総務課長の方から出た道路の関係ですけれども、わたしが言いたいのは、行く時と帰る時にここ車が交差できますかってということで、道幅が狭くて、今でもわれわれよういくんだけれども、軽でもいっぱいばいばいで、行き違いが、なんで、オートキャンプ場来るのは、すごく大きな車も来るへんかなという感じもして、

ちょっとその辺、ちょっと心配しての話なんですけども、ちょっとその辺をもう一度お願いできますか。

それから空気清浄装置 3 台、3 台でこれ 31 万 5,000 円なんですけど、これちょっとまあ 3 台でいうとそれぐらい安いので、今までどおりの教室の清浄装置と同じくらいの金額なんですけど、これが、ちょっと確認ですけど。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 宮川北線の歩道工事の関係について再度説明させていただきます。県道から宮川北線のところを、西川に向けて折れたところ、ちょうど交差点の部分に一部、宮川の北側になりますけれども、歩道が設置してございます。そこが、あの途中切れていて、今工事かかっておりますミライト日吉津、そこら辺付近までちょうどあの歩道がない状況です。はい、その部分なんですけども、そこを今、あります歩道の幅と合わせる形で、そこをつなげていくという工事なんですけれども、それにつきましては、あくまでもあの歩道を設置するという事で、宮川自体に蓋をかけるということではないと、いうふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 松田議員のご質問にお答えします。あの、テニスコートに行くまでの道ということだと思いますけれども、議員おっしゃいますように、確かに狭いには狭いです。ただ、普通車ですと片側じゃなくて、すれ違うこともできるというふうに思っております。ただ、その大きな車だと確かに、すれ違うこともできないような車もあると思っておりますが、先ほども申しましたように、その奥に駐車場が、まあ整備しますので、そういった際にはちょっとその駐車場で待機しとくとか、そういうような形で対応していただくようなことは、できるんじゃないかなというふうに思っております。今非常に困るのが、今の段階では奥がないので、突っ込んだはいが車が止まるとユーターンもできなくて、そのままバックして出なければいけないというようなこともありますので、そういったことは駐車場を整備することによって、解消されるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 松田議員のご質問にお答えします。先ほどの空気清浄機の形についてなんですが、二つ、理科室とまなびルーム、これは大体教室と同じようなサイズになりますが、教室に配置したものと同じ中型のサイズのものになります。

それから談話室は、大体 6 畳程度の小さい部屋になりますので、これまで校長室に配置していた小型のタイプのものになります。ですから、中には大型のものになれば、特別教室に入ってたものは約 28 万円ぐらいになるんですけど、中型と小型の 3 台の配置ということでこの金額となります。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） 産業課長、今の歩道ちょっと図面ってどうか、あれ、

説明してまわなようわからん。あなたの言っちゃおうことが。どういうふうに歩道をつけるんかっちゃうのが、どういうふうに歩道をつけるんかっていうのが、わたしもしょっちゃうあそこは歩くけんようわかっちゃうだけでも、あなたの説明はちょっと分かりにくくていけんけん、ちょっと図面に書いてまた見せてやって下さい。

それからのオートキャンプ場なんですけど、道路なんですけど、わたしの言いたいの双方に側溝があります。ちっちゃいこれ3センチぐらいの側溝が両サイドあるんですよ。だから、この側溝を埋める工事でもするのかなという期待をしちよたんですけれども、誰もがね、まあグランドゴルフのことを言っちゃあいけんですけれども、誰もが話すんですよ。ここを通ったら絶対あそこは落ちいなという話をしとって、それで見たら道路幅が狭いんで、それでいろんな車が来たときは大変だろうなという気があって、できたら側溝を埋めてでも、すると結構幅が広くなるんで、その辺のことは考えないのかなということ、ちょっと、追加質問させて下さい。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員の質問にお答えします。図面を用意して説明させていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） じゃあ松田議員、後から図面を提出するということですのでよろしくお願いします。

小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） はい松田議員のご質問にお答えします。今のところは、先ほど来申し上げておりますように、側溝を埋めるというような話は出ておりませんが、またあのやるとなれば予算的なことも影響してきます。そんなことも含めながら、あのまた、土台にあげて考えていきたいなっていうふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 他にありませんか。はい、井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。一般会計補正予算（第4回）の、この予算書の方でちょっと質問させていただきたいと思います。5点ほどちょっとお聞きしたいと思いますけれども、簡単に答えていただいたらと思います。

まず一点が、9ページあります農業委員会費の、役務費でタブレット端末の保険料が32万1,000円つけてありますけど、これは借り受けだったんですかね。保険料の部分だけは、こちらの方で手当てせないけんということなんでしょうか。その辺り、ちょっとわたしも勉強不足でよう分かりませんので教えていただきたいと思います。

それから、10ページの農林水産業費の関係です。水産総務費で、工事請負費、標識灯の取り替え工事がありますが、これは設置はいつ頃のものなんだったんでしょうか。何年ぐらい経過しとるんでしょうかね。これ海岸なんですけど、例えばいわゆる国費とか県費なんかの、今回はまるまる村費での修繕になっとなって、一般財源での修繕になったと思いますけども、その辺りは今後、どうるんでしょうかというのが2点

目です。

それから 11 ページの災害対策費の関係です。役務費で防災行政無線固定系再免許管理手数料というのがありますけど、これのちょっと説明を、お願いしたいと思います。今回の、いわゆる災害対策本部の見直しの関係で、新たに必要になった経費なんでしょうか。この辺りはちょっと、あの教えて下さい。

それから、次が、同じく 11 ページの教育費の事務局費の関係で、フリースクールの授業料補助金がありますけども、これは現在何名ぐらいの方がいらっしゃるんでしょうか。多分村内居住者だとは思いますが、この辺りの説明をできたらお願いしたいと思います。

それから、先ほどから出ております、その下の教育費の学校管理費の関係です。備品購入費の関係で、大型提示装置購入、まあこれ将来に向けて全学級で導入していくということでの説明書が、概要説明書でありますけども、これは今後、何年ぐらいかかって整備される予定なんでしょうか。

以上、簡単で結構ですので、説明をお願いできたらと思います。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 井藤議員の質問にお答えします。9 ページのタブレット端末保険料ということがございますけども、こちらの内容については、タブレットの保守点検にかかる保険料ということがございます。こちらにつきまして、今回、あらたにあげさせていただくというところですが、これは農業委員さん方 10 台分にかかるところの保守点検の保険料でございます。

次に、10 ページになりますけれども、標識灯取り替え工事でございます。これが何年ぐらい前に設置されたかというところがございますが、船溜まりが設置された当時から、同じものを使用しているということで、およそ 30 年ぐらい経過しているというところがございます。

予算の関係につきまして、当時の部分につきましてはあのような形だったかというのは、ちょっと調べてないところがございますけれども、当時の国の政策 CCZ なり、そういうのところの関連する部分の、予算があったのではないかというふうにも思われますけども、ちょっと、はっきりしたところは分かりません。すみません。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えします。災害対策費の役務費ですが、こちらにつきましては、防災無線が固定形とあって、役場のスタジオに置いてありますけれども、こちらを 5 年に 1 回総務省の方に登録する必要がございます。そちらにかかる費用を今回計上させていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 井藤議員のご質問にお答えします。まず一つ目、フリー

スクールについてですが、フリースクールは日吉津村にはございません。近隣であれば、米子市にあるフリースクールが一番近いのかなというふうに思います。まわりの近隣の町等に聞いてみますと、それ以外では中部の方まで通ってってというふうなことも、どうも現状としてはあるようです。

そのフリースクールが、だいたい授業料が年間に2万円程度で設定されています。この辺にあるのがだいたい2万円となっています。その他当然、そこで生活するについては食費であったり、交通費であったりということはあるんですが、それはご家庭で、負担をされているようです。このフリースクールに通うための、授業料等がそれでもあの学校に行く義務教育の間なので、各市町村等も、財政で負担してこうかっていうふうなことで動いております。

それで日吉津村で、現在、通っている子供はいません。いないんですが、ただ今後、いろんな周辺等も見ましても、ニーズも高まってきているので、もしその必要があった時に、日吉津は負担ができない、それもいけないなというふうなことも考えているところでございます。

続いて、大型掲示装置の計画についての質問がございました。今回の整備で、3年生から6年生までの教室に配置することを考えております。ただ、現段階でも1、2年生でも、ある程、端末を使ったプレゼンテーションも、もう行えておりますので、できるだけ早く、その残った学年についても配置したいなというふうには考えておりますが、また検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） はい、他にありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 一点だけ、先ほど、今日も加藤議員の方から、給食費関係で牛乳の話が出ましたので、この点について、わたしもちょっと聞き漏らしたかどうかちょっと確認のために、再度、質問したいと思います。

今回は、この議案の概要書を見ますと、授業の内容についてはこれまで牛乳に絞って助成をしていたが、給食費の助成に変更し、助成額を増額するということであります。それで今回の定例会でも、松本議員が一食分の給食費についての質問をされておりました。266円だということでありまして、それにプラス今までですと、17円の牛乳助成ということでもありますから、283円、それで正味266円ということでもあります。

それでこれを、概要処理を読み解きますと、今現在、266円から17円と22円を助成する差額といいますと5円になりますが、ということは、この261円にしてという、給食費の計算で間違いがないのかなと思ひまして、その辺の理解でよろしいんですかね。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。今回その助成する額を5円上げてということなんですが、給食費自体も5円増額をするということでは

す。ですから先ほどおっしゃった、283 円である一食あたりの金額を、288 円にする。それに対して、補助する金額を 22 円に、5 円上げるということなので、以前の多くの家庭が支払っていた、266 年は保つとという考えになります。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 266 円を保つということで、今回は加藤議員のあれで重複することが多くて申し訳ないんですが、今回は要するに新型コロナウイルスの感染対策ということで、国庫支出金から充当されるということをあてにされてるということでありまして、ということは、この次年度それ以降の計画に基づいての計画ということと、それで今まで大体これが約 60 万円ぐらいの支出だったんですよね。あの 17 円ベースの場合は、あの助成額が、それが今回 80 万から 90 万ということで、5 円分のプラスになっていくという計算になってきたんだけど、まあそれは今後また初年度の計算で違ってくると思います。その点について、給食費はまあ物価高騰で上がる。それでその分を補填をしていくということで、今回はこの新型コロナで出てきたんだけど、これはずっと保証される、継続的な保障が担保できる代物ではないと思いますが、その点については、今後はどういう展開でみとられますか。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えをします。今回は、コロナ等もございまして、世界の情勢等にも伴って物価の上昇があって、この給食費の増額については、これも子供達の給食の維持管理上は、もうやむを得ない部分だというふうに考えております。それでまた国の方からも、このやむを得ない増額については、ある程度のコロナ交付金等でも対応するよというふうなことで通知も出ているものになります。ですがおっしゃるとおり、じゃあそれがいつまで続くのかというふうなこともございまして。それがなくなってから、じゃあ負担はてあげますよというふうなことではなく、これまでお伝えしてあるように、家庭の負担はなんとかあげないよというふうなことで、それ以外の方法で、村で対応していくというふうなことで考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） ということは、今の答弁で明らかになったことは、令和 4 年の補正予算で 266 円を維持する。それで令和 5 年度も、今の答弁の話では令和 5 年度については、当初からそれを見越した予算計上をして、継続的な対応を図っていきたくて、たいですね。まだ予測ですから、ということが伺えましたので、次年度については給食のアップをせずに、22 円の補助を持ってやっていくということで、いけると、いく方向でということが伺えました。

それで今回は、牛乳の補助じゃないよということで、こううたわれてるんですけど、この補助部分はですね、もうそもが牛乳の補助ということで、わたしの随分もう 20 年も 30 年も前に、確か、この 17 円というのはそんなにずっと変わってなかったん

です。当時ね、牛乳代の確か3分の1を補助しようということがベースだったはずで
す。当時50円ちょっとぐらいで、51円の3分の1ですか17、というのがずっと引
きずってきて、そういう経過があります。牛乳はその50円やそこらで飲めませんの
で、ということがあったので、安心しました。長くしゃべってはいけません。まあ来年
度はよろしくをお願いします。以上で終わります。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。ないようですので、議案第30号の質
疑を終わります。

日程第7 議案第31号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第31号複合型子育て拠点施設新築工事建築
変更請負契約についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですので、以上で議案第31号の質疑を終
わります。

日程第8 議案第32号

○議長（山路 有君） 日程第8議案第32号財産の無償貸付についてを議題といた
します。これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はないようですので、
遅い、さっと上げて下さいよ。次進みますよ。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。これについても、あの少しあの項目
たくさんあるんですが伺いたいと思います。まず一点は、先ほど全協で示していただ
きました借り契約書ですが、この辺の内容について聞きたいと思います。この内容で
いうと、3点ですね、伺いたいと思います。

ここに、付属設備ということでありますね、源泉の揚水ポンプ及び付属建屋ってこ
とで、いわゆる本管に対する配管みたいなものも、ここに含まれてるかどうかとい
うことを一点確認をしたいと思います。

それからですね、第5条にいわゆる施設の改修する場合には、村の承諾を得なけれ
ばならない。あるいは詳細な、計画と理由を付した書面を、提出しなければならない
とありますが、この契約当初の今の計画書ですね、そういったものが審議会に出され
たってということでは伺っておりますが、結局、これは西部広域の以前の改修の図面
であって、これにいわゆるこの借り契約書にある5条っていうものが、中途っていう考
え方かも知れませんが、当初にそういった計画は理由が示されてるとは、ちょっと言
えないんじゃないかと思うんですか、その点についてのはいかがか。

それからそもそもですね、かなり経年がいつてると思うんですけども、運用途中で

故障した場合の修繕はどうするかということで、第6条、第7条あたりである程度読めるってことなのかも知れませんが、改めてですね、相当古い施設になるので、途中で故障したり不調になった場合に、村の方に、要するに貸与ですから、村のものを貸すわけですから、村の方で何とかしてほしいと話が出るんじゃないかと思うんですけど、その点についていかがか。以上、契約書、借契約についても3点伺いたいというのと、それからその他に、後3点伺いたいんですが、ヤードクリエーションから出てます事業計画書はですね、ペーパー1枚で正直いって、あまりにアバウトな内容でですね、これはもうなんか最初、昨年末にここに来られて、社長さんが言われた内容とほとんど同じような内容で、これで事業計画書といえるのかっていうと、わたしはとてもそういうふうにはいえないと思ってまして、あれから何ヶ月も経つわけですから、もう少し運用のための必要があるのではないかと、その上で、その事業計画書を見ますと、アスリート特化型の複合施設ってあるわけですね。アスリートに特化した施設と言いながら、後半には再三、観光客を誘致する。あるいは地元住民と観光客の交流を促進などと書かれておりまして、まあ同じことなんですけども、事業計画書があまりにアバウトな上に、その計画書を読むだけでも、わたしが読んだだけでも非常に矛盾をきたしてる内容になってはないかということがあります。

当然、今後の日程については、企画設計云々を7月までっていうふうなことが記載されてますが、まあ現段階ですね、あの7月までにそういったものができるのかっていうことかというと、非常に疑問点だなと思うんですが、まあそれぞれ、るるいろいろ言いましたけども、事業計画書があまりにもアバウトで、この現段階において、これをもって有効利用いただけるっていうふうに判断は、とてもわたしにとっては理解に苦しむというのが率直な気持ちです。

それからあと2点ですね。そもそもですね、この温泉を利用していただくのは、従来は、いわゆる地方公共団体なんですね、西部広域はね。一部事務組合ですが、地方公共団体が収益性はなく利用するということで無償であったんですが、今後は、民間事業者の方がそこで商売をされるってことなので、その辺の話からいうと、当然無料っていうことではないのが原則じゃないかと思うんですよね。どう設定するかは別にしても、まずは有料でお貸するっていうのがまず基本で、その上でいろいろな村との協議の上で支援をするということであると思うんですが、それをいち早く50年間、無償で貸与っていうふうにしてたら、そら村民の財産が非常に問題があると、民間業者の方の儲けのために、村民の財産を無償で50年間提供するっていうことを、現時点で決断するっていうのは、拙速に過ぎると思いますがいかがでしょうか。

最後もう1点ですが、温泉審議会の内容を開封いただきましたけども、そこには事業者が出席して、皆さんに説明されるっていうことはなかったのか。それが必要かどうかっていうのはいろいろ議論が分かれると思いますが、これだけまあ、わたしに言わせたらアバウトな計画書によって、事業者が出してきたものを、出席の、あるいは

説明もない中で、審議会の皆さんに決断を迫ったのかっていうことかというと、やり方に問題はなかったかというふうに思います。

それから小さいことですが、先ほどあのなんかあの全協の時に答弁で、2名欠席ってあったんですが、資料を見ると1名だけ欠席のように書いてありますが、まあもしかしたら、これは社協の局長さんも欠席だったという意味でしょうか。まずちょっと、その確認ですね。

それと議事録っていうのは、わたしはこれは会議録って書いてありますが、議事録はやっぱりあの、委員さんの質問があって答弁があってですね、無記名であってもそういう議論の経過が書いてないと議事録でないと思いますが、そういった議事録は、あのこの前わたしが求めたのはそういったものを求めたつもりなんですけど、これは会議録って書いてありますが、結果だけの報告であって、どういう議論がされたかっていうことはつぶさには分からないんで、その点については改めて、議事録を提出いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

今いろいろ申し上げましたけども、以上、質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。ちょっと若干議案第33号も含まれているのかなというふうに思いましたが、32号でちょっとわたしが答えられる範囲でお答えさせていただきますと、まず付属設備と言いますのは、その本管から配管も方も含まれてるというふうに理解しておりまして、募集要項では、温泉の付帯設備の維持管理は、貸付後は維持管理は事業者で行なって下さいということで記載をさせていただいております。

それで故障した場合なんですけど、故障した場合につきましては、やはりそれも事業者さんの負担で、事業者さんで自らで直していただくということにしております。まあ、ただし書きで災害その他事業者さんの責に帰すことができない場合、理由が生じた場合はその辺は協議をしてるというようなことでさせていただいております。

無償で貸し付けをするというところでございますが、まずこの泉源とか、土地につきましても、一応村が所有する行政財産という理解をしております、それでその行政財産につきましても、日吉津村の行政財産使用料条例というもの定めておりまして、使用料を免除することができる規定ということがあって、一応無償貸付をするということにさせていただいております。

たとえば、あの温泉の利用についてですね、これから村が何か新しい施設をつくって、直営でやっていこうというふうになれば、当然、これまでのように多額の負担が生じる可能性っていうのはあると思います。今後のことを考えた場合に、村財政を圧迫するような施設の建設とか、運営というのはやはり将来を考えれば好ましくないのではないかなというふうに考えております。

そこで、そのじゃあせつかくの施設を管理だけしていくのってのは、やはりその温

泉がもったいないじゃないかなというところで、その利活用とか有効活用というのは必要なんじゃないかというふうに考えたところです。どんなやり方がいいなというところで考えた場合に、やはりそこは民間の力をお借りして、管理をしていただきながら、地域活性化のために有効活用していただくことが、その貴重な財産をやはり一番効果的な活用方法じゃないかなということを考えました。その考えのもとに、うなばら荘さんの後に入っていただく事業者さんにも、無償貸付という条件での事業者募集もさせていただいたところでもあります。

それで村としましても、このうなばら荘の後の施設というものを、海浜エリアの活性化計画の中に位置づけておりまして、単にあの1事業者の支援としてではなくて、その面的な地域振興推進策のいちおきを担っていただくと、そういうこちらの村としての意向も入ってるところでございます。まあそれに対しますヤードクリエーションさんの事業計画も、確かにまだ、あの事業計画としては不十分ではあるとは思いますが。あまりにも、まあ当初から変わってないというところでは、これについてはもっと、事業者さんに詳しいものを出していただくようにも話はしてるところなんですけれども、その事業計画を見ましても、日吉津村が考える活性化構想というのに、やはりマッチしているというふうに感じております。そのことによって、日吉津村だけではなくて、西部圏域の地域経済発展につながるというようなことも見込まれるために、こちらの施設を無償貸付しようということで、今進めているところでございます。

開業後も温泉の利用につきましては、これまで同様村民の方にも、ご利用いただけるような計画になっております。これまでも西部広域さん無償貸付していました。確かに、これは地方公共団体ということで位置づけは変わってきますけれども、あの利用方法としては、村民の皆さんの憩いの場とか、癒しの場、それから健康増進の一助となればいいなということで期待をして無償貸付をさせていただいてるということでご理解をいただきたいなというふうに思います。長くなりました。すいませんでした。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えします。温泉審議会の会議録ということで、こちらにつきまして、お手元に示させていただいたもの、こちらのとおりということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

後、欠席委員が2名ではなかったかということで、先ほど前田議員の方からおっしゃいましたとおりで、社会福祉協議会の方から選出していただいております委員さんにつきましても、欠席で2名ということで欠席者でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 質問もたくさんあったのであのいくつか答弁もれだというふうに思いますが、審議会については、まああの次の議案に関わるってことになるかと思うんですが、今あのみあ総務課長が事業者に対するあの説明を受けまし

たが、これは結局、村の期待ですよ、期待値ですよ。われわれも同様です。期待値は期待値で、当初からそういう話になってるわけですけども、この仮契約書を本当にあの契約書の約束をきちんと守るといふことでは、まず当初に利用のための、より具体的な計画書が示されてこそ契約ということになるかと思ひます。

誰の財産でもない、村民の財産なわけですから、そこはきちんとあの筋目を通しておかないと、今後事業者の方といろいろな協議する場合にも、問題をひきずることになるんじゃないかと思ひます。まあわたしとしては、その事業者の計画書が少なくてもですね、あの具体的な先ほど言っておりますように、アスリートと合わせて地元住民の利用とかがついているふうなね。あるいは観光客の誘致とかですね、非常にわたしから言うと、たったこれだけの計画の中でも矛盾していると、現実的にどうなのかなと思ひますけど、その辺の明らかになるまでは、やっぱり契約を先送りすべきだといふふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。おっしゃいますように、今の計画書ということありますと、先ほどわたしも申し上げましたが、当初のものとそう変化がないといふところで、この辺についてはもうちょっと具体性がないとたしかに困るといふふうに考えておりますし、事業者の方にもそのことは申し伝えております。どういったこれから利用方法されていくのか、こうしてほしいといふこっちも意向も伝えながら、もうちょっとそのあたりには詰めていきたいなといふふうに思ひしております。

ただ、その契約につきましては、このその契約内容としましてはこれで進みたいという思ひもありますので、議決をいただければこれで進みたいといふふうに思ひしております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） まあ、平行線だと思ひますが、この6月1日の契約つていふのでは、わたしは拙速だと思ひますね。それでその上で、あのいわゆる本館の方ですね、本館の方のあの契約の具合とかがついているのがちょっと、あのわたしが聞き漏らしてるかも知れませんが。本館の方のいわゆる使用料つていふのが、上がってましたけども、これは今回、補正予算にはあの収入見込みでは出てないといふ思ひますが、その辺のバランスとしてどうなんかなって思ひますが、その点をお答えいただきたいのと、それからまあ改めてですね、この契約の6月1日つていふのは、まああの使うのは10月からといふことで、泉源は10月から使います。でまあ、工事のために早くこっちはあの無償貸付といふことかも知れませんが、あのそこでいふと、少なくとも10月までの間に、ちゃんと内容が分かって契約すべきだと思ひますが、改めてその辺、村長はどのようにそれを感じられますか。予算のこともよろしく。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○**総務課長（小原 義人君）** 前田議員のご質問にお答えします。使用料とおっしゃってましたけれども、これはあの多分、土地の賃借料だと思いますが、これにつきましては契約結んでおります。それで事業開始までは、一定の金額落とした内容で、賃料でお支払いいただいて、事業が始まりましたら当初の募集要項にあった年間 424 万 8,000 円という額で払っていただくということでしたが、ちょっと6月の議会のその契約がきちっと決まりませんでしたので、それがその予算には反映されてないということですが、次の議会にはしっかりあの財産収入ということで補正予算を組ませていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○**議長（山路 有君）** 他にありませんか。[「いやいや答弁」と呼ぶ者あり] 中田村長。

○**村長（中田 達彦君）** はい、村長ございます。前田議員からのご質問でございました。あの先ほど総務課長が答弁をさせていただいておりますとおりでございますけれども、あのこのヤードクリエーション社がこれからこのうなばら荘の建物を活用して、地域のスポーツ拠点となるような施設にしていきたいと、非常にこの社長さんもですね、熱い思いをお持ちでございます。計画詳細につきまして、まあ向こうの方で、ヤードクリエーションの方で今、鋭意、詰めておられるところというふうにお聞きをしてるところでありまして、あのそれに先立つような形で、この土地の泉源の賃貸使用貸借というのをするのはどうかということでございますけれども、ここにつきましてはやはり、この事業者さんとしまして一定のこの辺りのめどをつけておきたいとけておきたいということはありません。

あの先ほどありましたように、土地の建物の方は西部広域から事業者に譲渡されたところでありまして、それと合わせまして、本体の土地の方につきましては、村とヤードクリエーションの方で、賃貸借の契約を行ったところでございます。併せて、これから事業者の方で計画を詰めて、そして工事、設計工事を進めていかれるという中で、この線源の土地につきましても、現段階でこの使用貸借ということで契約をさせていただきたいというふうに、わたしも考えているところでございます。

あの無償という所になってきますけれども、この事業者が考えておられる計画というのは、非常に、この地域の活性化に繋がるようなことだと思っておりますし、それよりも先ほどの少し前の質問になりましたけれども、この海浜エリアの活性化というのを、全体で考えていく中の非常に大きな一部を担われる部分だと思っております。

あの、観光庁の補助金という部分でも5事業者が必要だという中で、そのうちの一つはこのヤードクリエーションということになるわけですがけれども、これからその専門家によりますその伴走支援というのも始まっていく中で、この計画というのもですね、今このヤードクリエーションさん自体もそうしたことにも、耳を傾けられながら詰めていかれるものと思っておりますので、またこの計画がですね、またご覧いただ

けるような調整になってきましたらですね、また説明なりをさせていただきたいと思
いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 6番、河中です。この件に関してですけれども、無償
貸し付けの期間を50年間とされた経緯を説明して下さい。

小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 河中議員のご質問にお答えいたします。土地の事業の借
地権も50年で今設定しておりますので、その事業を50年間は継続したいという事業
者さんの想いに応えて、そこを年数を合わせてるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 土地も50年というそれは相手方の希望で、そういう
ふうに合わせてといわれることはわかりました。この間ですね、こういう話の上に、
たとえば10年ごとの更新とか、そういった話は一切出なかったんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 河中議員のご質問にお答えします。今回、結んでいる契
約が事業用定期借地権という借地借家法でいうところの契約なんです、これが10
年から50年というスパンがございます。その中で、事業者さんの方もその10年では
その元が取れないといえますか、事業の将来像が描けないということで、最低30年
というようなどころがありました。ただ、この事業用定期借地権というのが、もう再
契約はできないということになりますので、そうしますと、もう50年経ったら更地
返還ということになります。そういう事を考えると、やはり最大の所まで使える期限
をして欲しいということもございましたので、50年という年数で設定をさせていた
だいたところ、以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。単純なことですけれども、この温泉
ってというのが無償っていうことになると、入湯税っていうのはもう全然入らないって
ことですね。うなばら荘の時には少なかったですけども、100万くらいが入っていま
したが、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。入湯税についてはい
ただくように予定しております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。入湯税につきましてはこの無償貸付とは

別の案件になります。あの、たしかお客さんから入浴料をもらって入られる。入浴料をもらって、お客さんが入るといような施設のされる場合は、この入湯税のが必要になるかなというふうに認識していますので、あのことは別の議論になってくるというふうに認識をしています。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） あのわたしの、ちょっと取り方が違っていたかわかりません。あの村民も、先ほどのあの説明の中で無料で使わせていただけるのかなっていうことと思ってましたし、そうすると、みんなが無料でそこが使うのかなっていうことを思いましたので、じゃあ、入湯税というのはなくなるのかなということをおもいましたが、そうじゃなくて、一般の人っていうこと、村民は違います。村民も利はがするけども、あの使用料は払う。入浴料は払うということでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。あのヤードクリエーションの社長の話でして、村民の方にも利用していただきたいということは聞いておりますけれども、その無料にするという話は聞いておりませんので、まだ決まっていんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。先ほど来、この50年という話が出ております。これらの経緯については、今のうなばら荘が建っている土地は村のもの、建物はヤードの持ち物、しかし、この32号の土地は村独自のものです。それが1352番の351平米。それでそれについての温泉のポンプ及び付帯設備ということでありませう。ちなみにこの351平米、結構広いですよ。約皆さんの感覚でわかる人はわかるかも知れませうけれども、多分、この議場の約倍あります。温泉泉源施設ばかりじゃないですね。他の用途にもこれを認めれば、車でもいくらでも止めれて駐車場になるかも知れませう。

○議長（山路 有君） 質疑の要点をすぐ述べて下さい。

○議員（3番 橋井 満義君） 351平米ではなく、通常の場合ですと351平米の一部にしてですね、温泉の建屋であるべきものの部分のみに制約することが可能ではなかったのか。なぜ、これこんなに広い面積を無償対応で計画されたのか。

それと50年というのは、この権利のえつとですね、契約書の第4条ですね。この土地を、承諾得ないで転貸またはもう用途変更してはならないということでもありません。

それですね、この業者さん50年存在するかどうかは、わたしはそんなやわな気持ちで思っておりませう。その場合にですね、通常の場合ですと権利の継承等の云々を、要するに甲乙の双方に基づいて、この今回の甲さんが20年か30年ぐらいの後に、転貸ま

たは譲渡された場合ですね、その場合には同じことがこの権利譲渡の禁止事項に抵触して行きますから、甲と乙、次には丙になるかも知れませんね。甲さんが丙さんに譲渡した場合、そうするとさらにここで再契約が生じてくるということになってくると思うんですが、まあ 50 年のことはまた次ので出て行きますから、この面積のこの広い面積でよしとされた理由は何でしょうかね。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井のご質問にお答えします。まああの議員おっしゃいますように、そこまでの面積が必要ではないんじゃないかなというところもありますが、この議論をする時に、そのうなばら荘で利用していただいている泉源、その付随する土地を、そのまま無償でお貸ししますということでスタートしておりますので、こちらの一筆ということでスタートしております。それで仮契約書の中にも書いてありますけれども、これが日吉津村が例えば公用または公共用の供するため当該土地を必要とした場合は、解除できるというふうにしておりますので、この辺りでそのその一部を返還していただくことは、可能ではないかなというふうには考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） まさに、お人よろしい見解ですね。企業はそんなことでは生きていけません。えーとね、まずここでわたしはこの面積が多大な面積条件を提示されたものを鵜呑みにして、泉源、他のものに使えるというおまけを付けてあげた。

それとこの 13 条が、これのね、泉源のこの利用についての返還時期の時に大変問題になってくると思うんです。うなばらの泉源は過去にも、あそこは塩泉ですから、必ず動脈硬化というのを表現悪いんですけども、泉源のパイプが鋳鉄管ではだめですから、ステンレスで錆びで詰まって断面が細くなるんすよね。それでたくさんのお金を過去にもかけて、パイプをメンテナンスをしてお金もかけてきました。それでこの 13 条の終わり、当該設備は経年劣化および自然摩耗したと認められる時には、現状により返還することができるということで、ここは係争の論点になる可能性がある問題だと思っております。

この温泉の泉源が、ずっとこれ 50 年というこれは、わたしなんか考えられないプレゼンテーションでびっくりしたんですけども、これは今まで大方ですね、30、40 年、40 年か 50 年までたたないぐらい、これ掘った温泉ですからね。

○議長（山路 有君） 橋井議員、質疑の要点を、ずっと、前段は、質疑の要点を述べて下さい。

○議員（3番 橋井 満義君） 経年変化および自然摩耗したと認められるときは、現状により返還することができるということで、つまった場合には現状で返還しても差し障りないよということはどうたってありますが、これでもよろしいんですかね。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） はい、第 13 条の関係ですが、これらの契約が満了した時、契約解除された土地ということの規定のものの条文だと思いますが、こちらについては、その現状に回復することが基本なんですけれども、その状況に応じて、協議というようなことになるかと思えます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

はい、松本議員。

○議員（5 番 松本 二三子君） 5 番、松本です。いろいろな意見が出ておりましたけども一つだけ、ここに書いてあります無償貸与の目的ですけれども、海浜エリア活性化の拠点としてということが出ています。今ずっと出ているように、村長が就任された時に、一番最初にそのところ言われたんじゃないかなって記憶があるんですけども、そっちの方に向かって海浜公園の辺りをやっていくっていうので、これがうなばら荘のあとを拠点とするっていう、あのお気持ちはわかります。

なのでこの、一つだけ聞きたいのは、無償貸付が万が一ダメだった時は、このヤードクリエーションさんは、どういう態度に出られるのかなってというのが心配もあり、どうなんだろうっていうのがあるんですけども、もうお約束がされているというように先ほど出ていましたので、今更っていうのもいけませんけれども、契約変更が変わってくるようなことになるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の状況はどうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 松本議員のご質問にお答えいたします。令和 3 年 8 月の事業者募集、こちらの要綱の中で温泉については、そして付属建屋については、土地については無償で貸し付けるというふうになっておりますので、この条件のもとに手をあげてこられたということでございます。

そうしますと、それが今違うよということになりますと、それなりのやはり村も責務を負うというようなことになるかと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） はい、他にございませんか。ないようですので以上で議案 32 号の質疑を終わります。

日程第 9 議案第 33 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 33 号日吉津村日吉津温泉の利用許可申請についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。あの先ほどの議論にもちよつと関連しますが、この温泉審議会の議事録を出してほしいと思います。あの委員さんがどのような質問されて、村はどのような答弁したかっていうことで、これはいわゆる結論だ

けがいわばまとめられているんで、議事録を求めたいっていうふうに思います。

それでその上で、この許可申請ですがこの添付書類の、要するにくどいようですが、平面図、断面図という添付書類がありますが、これはもう結局、広域がずいぶん前に、改修の時に作った図面をそのままついでるわけですね。本当にこれでヤードさんが責任を持って書類を添付されたってことが言えるのかっていうことの、辺の、判断は村はどのように考えられてるかっていうこと。

それからもう一点、使用する湯量の算出根拠っていうことで、これもあの従来どおりみたいなことが書いてあるんですが、わたしも詳しくはわかりませんが、配管設計から自動的に使用湯量が出るのか、あるいは利用人数とか利用形態を加味してですね、いわば使用料っていうのが算出されるのか。あのそもそもこの算出根拠に至る、あの基本的な考え方はどのように理解したらいいのかっていうことを、あの教えていただきたいということ。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員の質問にお答えします。温泉審議会の議事録ということだったですけれども、繰り返しになりますけれども、お手元に提出させていただいた書類ということで、ご理解をいただきたいと思います。

添付書類で、図面の方を出さしていただいた部分につきましては、これは従来から施設の方ある部分使用されるということでございますので、変わる部分については新に、平面図の方で使用される形態が変わる部分については、示していただいておりますので、そちらにつきましては、このような形で書類の方を受付をさせていただきました。湯量の根拠につきましても、従来と変わりがないということを聞いておりますので、そのような形で出していただいた部分で、受付をさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） や、だから質問に答えてないんですよ。結局、今の3点目でも、湯量の算出根拠を伺ってるわけですね。前とっしょでは根拠じゃないんじゃないかと、そもそもこの湯量の算出根拠ってのは、どのように計算されるべきものかっていうことを聞いてるんです。それに対する答弁をしてほしいんですね。

それともう一つは、議事録ではないですよこの会議録は、これで了解して下さいって言っても、わたしが求めるものとも違うんで、極端に言うと、情報開示みたいなことをやれって話なのか、当日の会議の会議で、こういう質問や意見や答弁があったということ求めてるんで、これではそれが分からないんですよ。だからあの全然それ答弁になってなくて、議事録を出していただきたいということなんで、当然出せるべきものだと思いますんで、その点について改めて答弁お願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず湯量の関係なんですけれども、先ほ

ど説明させていただきましたとおり、これまでうなばら荘で西部広域が使っていた時にですね、この湯量で使ってたということでございまして、基本的にはその使い方については変更がないということで、それを載せさせていただいているわけですが、すけども、ちょっと確認はさせていただきたいと思っておりますけど、その昔に温泉掘って、その際の資料、一応は確認はしているんですけども、なかなかその根拠というには当たらなかったというのが事実でありますけども、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。この数字につきましては、従前のものを引き継ぐ形でしているというものでございます。

議事録の方につきましては、ちょっと改めて整理をさせていただきたい。以上です。

○議長（山路 有君） 益田課長、そうすると議事録は出せるということですか。これしかないという今答弁でしたけども、また再質問で、あの質疑で。

○議員（7番 前田 昇君） 議長、ちょっと今村長は出すってということなんで。

○議長（山路 有君） 出されるわけですね。ちょっと確認しておきます。

○建設産業課長（益田 英則君） 議事録の方は整理して提出させていただきたいと思っております。

○議長（山路 有君） わかりました。はいじゃあ前田君いいですか。ほかにございませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。先ほどの毎分178リッターの、湯量の根拠がわからないということの前田議員の指摘でありました。これについては、過去にもメーターをつけて云々をという話も出た時に、結果的にメーターはつけてないはずで。それでこれからこの178リッターが、どういうことの影響出てくるかというと、今までは村が指定管理を受けてやっておりました。今後はこの下水の話になってきます。下水道料金をヤードクリエーションさんは、一次業者さんですからそこからきちっとした手数料を徴収しなくてはならない立場に、今度は日吉津村があります。それに対する178リッターの給湯量の、ボリュームに対しての問題が出てくると思っております。それについて今後、対応されなくちゃいけない。

それとそれはこれからの課題ですから、まあ課長、考えといて下さい。わたしここで一番大きな点は、日吉津村温泉利用条例昭和43年7月8日条例第77号が発布されてます。この温泉を掘った時の、わたしも先輩方の長年の苦勞の結果です。これの8条に基づいて、議会の議決を今回出されてます。この8条には温泉審議会に諮問をし、ここまでのルートは手順を踏んでおられます。そしてかつ、村議会の議決を経なければならないということで、この33号が提出されておるものと理解をしております。そして大事なのは、次の第9条温泉利用の許可を受けた者は、別に定める規定により、利用量に応じ、使用料金を支払わなければならない。これは支払いの義務と、義務規定が9条にはうたってあります。ということは、この33号で使用料無料とい

うのは、これは日吉津村温泉利用条例第9条に違反をするということにはなりません。まず、これを可能にするのであれば、第9条を条例を変更をし、そしてから33号にならなければ、この議案第33号は自ら作った条例を反故にし、可決をしようという行為に及び、大変これはわたしは危険なことであるというふうに思います。

まあわたしがいま気がついた点といいますか、ここは懸念をしてるところですので、その点について、まあわからなかったり云々ということもあるやも分かりませんが、その点についていかがでしょうか。

○議長（山路 有君） そうしましたら暫時休憩。大変遅くなってますけども、ここで昼休憩というわけにもいきませんので、このまま行いたいと思います。暫時休憩ということで、時間をいただきたいと思います。

午後0時40分 休憩

午後0時43分 再開

○議長（山路 有君） いいですか、再開します。

小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の質問にお答えします。答弁の中でも申し上げましたが、日吉津村行政財産使用料条例という条例を定めておりまして、その中には、行政財産の使用許可、それから使用料の徴収ということが定められております。その使用料の減免の中に、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し又は免除することができるという中で、第4項になりますが、村長が特に公益上必要があると認める時と定めておりますので、ここを該当させていただいて、無料ということにさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 今のその条例の解釈についてなんですが、村全体の条例、ごめんなさい。財産ということの包括的財産の規定、その中に財産、たくさんいっぱいパーツがありますよね。その中に温泉があったり、いろんなパーツがあります。要するにどこで論点になっていくかの、今の二つの中で、わたしは温泉のこの利用条例を指摘しました。ようするにその部分の親法に該当するんです。通常係争というか争われるのは、そこの督促条項分の催促からスタートしていきます。ですから、その村の財産規定の云々で、あるかも知れないけど、じゃあ何でこの温泉利用条例を作ったのかということは、その村の財産のものの包括的なものでは、包括できにくいものについて、こうやって小さな所の利用条例を、わたしは作ってこういうふうにしたと思います。これが先行されるべきだとわたしは考えております。ですので、わたしは先ほどから申し上げておるように、この9条でここにきちっと、温泉利用の許可を受けた者は別に定める規定により、この別というのはまあこれを除外しときますけど、これに基づき利用に応じて使用料金を支払わなければならないということになって

規定されてますから、この規定をどのようにわたしは、支払わなければならないと謳っているのに、支払わなくてもええのかなという単純なことです。その部分を今指摘をして、そのように考えられたということで間違いないんですね。もうそれしかどうしようもないです。

○議長(山路 有君) 答弁はよろしいですか。そうしますと、ほかにありませんか。ないようですので、議案第 33 号の質疑を終わります。

○議長(山路 有君) たいへん遅くなりましたけども、本日の議事日程は全部終了いたしました。次回の本会議は、6月17日金曜日、午後1時30分から討論採決を行いますので議場にご参集下さい。

本日は、これをもって散会致します。ご苦勞様でした。

午後0時45分 散会